

# 令和4年度集団指導資料 共通事項（前半）

## 資料目次

	スライドNo
1. 全サービス共通の留意事項	1～22
2. 処遇改善加算等について	23～27
3. 介護職員等による喀痰吸引等について	28～37
4. 業務管理体制について	38～48
5. 情報公表制度について	49～54
6. 高齢者虐待・権利擁護について	55～69
7. 視覚障害のある方の雇用について	70～75

令和5年3月  
富山県厚生部高齢福祉課  
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

富山県高齢福祉課  
富山市指導監査課  
介護保険課

# 1. 全サービス共通の留意事項

# 1 介護保険施設等の指導監査について

## (1) 目的

### ①指導

指導は、介護保険施設等が行う介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求等に関し、法令、通達に対する適合状況等について個別に明らかにし、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的としています。

### ②監査

監査は、介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求に関し、法に定める勧告、命令、指定の取消し並びに期間を定めたその効力の全部若しくは一部の停止等に該当する場合若しくはその疑いがある場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的としています。

## (2) 指導の方法

### ① 集団指導

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行います。

### ② 運営指導

運営指導は、指導の対象となる介護保険施設等の事業所において原則実地で行い、介護保険施設等が行う介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求等に関し、関係者から関係書類を基に説明を求め面談方式で行います。

運営指導対象施設に対しては、実施日の1か月前までに文書で通知いたします。

### (3) 監査の方法

監査は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、介護保険施設等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは当該介護保険施設等の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行います。

指定基準違反等の確認について必要があると認める場合とは、下記に示す情報を踏まえて判断します。

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- ③ 富山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）、地域包括支援センターへ寄せられる苦情
- ④ 国保連・保険者からの通報情報
- ⑤ 介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者情報
- ⑥ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- ⑦ 運営指導において確認した指定基準違反等及び人格尊重義務違反
- ⑧ 指定権限等が県にある介護保険施設等に対する保険者による監査において認められた指定基準違反等又は人格尊重義務違反

## (4) 報酬請求指導について

運営指導等において、報酬請求状況を関係資料等により確認しますが、介護サービス提供の記録が全く無い場合や報酬基準等に適合しない場合については、適切な報酬請求となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分について、過誤調整により返還するよう指導します。

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合</li> <li>○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまでは言えない場合</li> </ul>	適切な取扱いとなるよう指導	なし
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合</li> <li>○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合</li> </ul>	適切なサービスの実施となるよう是正指導の上、 <b>加算報酬上の基準要件等</b> を満たしていない部分について自己点検のうえ、過誤調整により <b>返還</b>	あり
監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合</li> </ul>	法第22条第3項に基づく <b>返還金及び加算金の徴収</b>	あり

著しく悪質で不正な請求と認められる場合

## 2. 介護サービス施設・事業所の指定（許可）手続

### （1）事前相談について

- ① 「新たに介護サービス事業を始めたい」「既存のサービスに加え、別のサービスも始めたい」という方から相談を伺い、事業所開設にあたり準備すべき事項等についてお知らせしています。
  - ② 「サービス事業所のある施設」を新たに建築する場合又は改修して使用する場合は、工事の着工前に、県担当者に設計図面（素案で可）を見せるなどして、指定基準を確認されるようお願いいたします。必要な施設、設備、面積基準を確認しないまま着工すると、後で変更しなければならないケースが出てきます。ご注意ください。
  - ③ コンサルや建築業者のみでの相談は受け付けませんので、必ず、事業者(責任をもって回答できる者)が来庁してください。
  - ④ 開設するサービス種類、規模によっては、消防法、食品衛生法などの届出が必要になる場合があります。
  - ⑤ 事業所を設置する予定の保険者や広域介護保険者にも、事業所の開設計画等について事前に説明をして下さい。
- ※ 開設後は、市町村や介護保険者が事務手続きや連絡調整の主な相手方となります。また、関係行政機関と事前に意見交換をし、地域の実情の把握しておくことは、開設後に事業を円滑に進めることにもつながります。県では、相談時に必ず開設する市町村や広域保険者に対する説明状況や受けた助言等の内容をお聞きしますので、県に相談される前に、市町村や保険者に開設の意向や計画を伝え、助言等を受けておいてください。

## (2) 指定（許可）のスケジュール ～居宅サービス事業所等について～

① 概ね指定予定月の2か月以上前までに事前相談をお願いします。

事業者指定は、月1回、1日付けで行います。

② 申請書類を指定予定月の前月10日（10日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに提出（郵送の場合は必着）してください。

③ 指定基準（＝運営基準）を満たしていると認められる場合には、原則として各月1日に事業所指定します。

(例) 3月1日までに事前相談 → 4月10日までに申請書提出 → 5月1日に事業者指定予定

※ 申請された内容に不備や疑義がある場合は、その不備の補正や疑義事項を確認するための書類等の追加提出を求める場合があります。**日程に余裕を持って提出してください。**

※ 申請書類等については、県ホームページ又は県担当者へご確認ください。

<県HP：居宅サービス事業者向け情報 指定申請について>

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00012032/kj00012032-001-01.html>





## (2) 指定（許可）のスケジュール ～介護老人保健施設、介護医療院について～

- ① 概ね指定予定月の2か月以上前までに事前相談をお願いします。
- ② 申請書類を指定予定月の前月1日（1日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに提出（郵送の場合は必着）してください。  
申請にあたっては、審査手数料として63,000円を富山県収入証紙により納付してください。
- ③ 指定基準（＝運営基準）を満たしていると認められる場合には、原則として各月1日に開設許可・公示します。

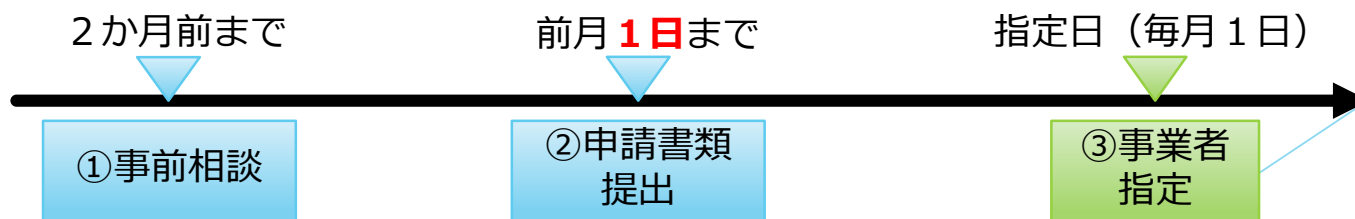
(例) 3月1日までに事前相談 → 4月1日までに申請書提出 → 5月1日に開設許可・公示予定

※ 申請された内容に不備や疑義がある場合は、その不備の補正や疑義事項を確認するための書類等の追加提出を求める場合があります。日程に余裕を持って提出してください。

※ 申請書類等については、県ホームページ又は県担当者へご確認ください。

<県HP：介護医療院の開設許可>

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00012033/kj00012033-006-01.html>



# 3. 介護サービス施設・事業所の指定更新手続き

## (1) 指定更新制度の概要について

- ▶ 介護サービスの質を確保するため、介護サービス事業者が指定基準等を遵守しているかを定期的に確認する指定更新制が設けられています。
- ▶ 事業者は、6年ごとに指定の更新を受けなければ指定の効力を失うことになります。
- ▶ 基準に従って適切な事業の運営がされない場合や、過去に同一のサービスで指定取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。

## (2) 指定更新のスケジュール

- ▶ 指定更新申請の受付期間は、指定有効期間満了日の4か月前の月の初日から3か月前の月の末日までです。（期限厳守）  
（例：満了日＝令和5年12月31日、受付期間＝令和5年8月1日～9月31日）
- ▶ 指定更新申請に関する手続きについて個別案内は行っておりません。各事業所において指定有効期間満了日を確認の上、受付期間中に指定更新申請手続きを実施して下さい。

### (3) 休止中の事業所について

- ▶ 休止中の事業所については、指定の更新を受けることができませんので、指定の有効期間の満了をもって指定の効力を失うこととなります。
- ▶ 指定の更新を受けるには、別途再開届の提出が必要となりますので、指定更新の受付期間の概ね2か月前より個別にご相談ください。
- ▶ 再開する目途のない事業所（休止後1年以内に再開する予定がない場合）については、速やかに廃止届を提出して下さい。

## 4. 開設許可事項変更申請について (介護老人保健施設、介護医療院に限る)

- (1) 入所定員や建物構造の変更等については、事前に県知事の許可を受ける必要があります。
- (2) 担当者に事前相談した上で、「開設許可事項変更許可申請書」及び添付書類を1部提出してください。また、申請に当たっては審査手数料として33,000円を富山県収入証紙により納付してください。
- (3) 入所定員を増やす場合については、関係する市町村長に照会を行う必要がありますので、十分な期間を確保の上、申請してください。

## 5. 介護保険法に基づく変更届

次ページに示す事項に変更が生じた場合は、変更があった日から10日以内に、「変更届出書」及び添付書類を1部提出してください。なお、変更届出書の「変更内容」の変更前及び変更後欄は具体的に記載するか、別紙概要を添付してください。

※ 変更内容（定員や設備等）によっては、事前協議が必要な場合がありますので、疑義がある場合は、県担当者までご相談ください。

※ 次ページの①、②、③、④の変更の場合は、「登録特定行為事業者 変更登録届出書」

③、④の変更の場合は、「業務管理体制に係る届出事項変更届出書」

の提出が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

# 介護保険法に基づく変更届が必要な事項

- ①事業所又は施設の名称
- ②事業所又は施設の所在地
- ③主たる事務所の所在地
- ④代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所
- ⑤登記事項証明書、条例等（当該事業に関するものに限る。）
- ⑥事業所又は施設の建物の構造、専用区画等
- ⑦備品（訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に限る。）
- ⑧事業所又は施設の管理者（介護老人保健施設及び介護医療院にあつては、知事の承認を受けた者に限る。）の氏名、生年月日及び住所
- ⑨サービス提供責任者の氏名及び住所
- ⑩運営規程
- ⑪協力医療機関（病院）、協力歯科医療機関
- ⑫事業所の種別
- ⑬提供する居宅療養管理指導の種類
- ⑭事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型、空床利用型又は併設型の別）
- ⑮入院患者又は入所者の定員
- ⑯福祉用具の保管又は消毒方法（委託している場合にあつては、委託先の状況）
- ⑰併設施設の状況等
- ⑱介護支援専門員の氏名及びその登録番号

## 6. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

### (1) サービス種類ごとの提出期限及び算定開始日

※加算の種類によっては、下記スケジュールと異なる場合がありますのでご注意ください。

サービス種類	提出期限及び算定開始日
訪問介護 (介護予防) 訪問入浴 (介護予防) 訪問介護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 居宅療養管理指導	毎月15日〆切 ⇒届出日の翌月1日から算定可能
通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 福祉用具貸与	
(介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期療養生活介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護	届出が受理された日の翌月1日から算定可能 (月の初日の場合はその月から算定可能)
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	※ 要件の確認に時間を要する場合があるため、なるべく前月15日までに担当者へ連絡をお願いします。

## (2) 届出に必要な書類

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ③各加算ごとに必要な別紙様式
- ④その他必要な書類

※詳細については、県ホームページでご確認ください。

<富山県HP：居宅系サービス向け情報 加算の体制に関する届出について>

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00012032/kj00012032-004-01.html>

<富山県HP：介護保険施設サービス向け情報 加算の体制に関する届出について>

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00012033/kj00012033-002-01.html>

## (3) その他

国保連合会への請求内容と、県に対する「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の届出事項とで不一致がある場合、**請求エラー・返戻**となりますので、届出事項と一致しているか留意してください。



# 7. 廃止、休止及び再開の手続き

## (1) 廃止、休止について

- ▶ 事業を廃止又は休止する場合は、廃止又は休止予定日の1か月前までに廃止（休止）届を提出して下さい。
- ▶ 休止後1年以内に再開する予定がない場合は、廃止届を提出して下さい。
- ▶ 廃止届提出後に事業を再開する場合は、新規指定の手続きが必要です。

## (2) 再開について

- ▶ 休止後に事業を再開する場合は、再開後10日以内に再開届を提出して下さい。再開届には、指定申請の際に必要な書類一式を添付して下さい。

# 8. 事故報告について

## (1) 報告を求める事故の範囲

介護保険事業者等がその提供するサービスにより事故が発生した場合には、「介護サービス事業者における事故発生時等の報告取扱い要領」(令和4年4月1日施行)に基づき、報告していただく必要があります。

### ① サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生

※ケガの程度は、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったものを原則とする。

### ② 食中毒又は感染症の発生

※新型コロナウイルスが発生した場合や新型コロナウイルス以外で同一の有症者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 等

### ③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

※預り金の横領、個人情報の紛失 等

### ④ その他、災害の発生や利用者の家財等へ損害を与えた場合 等

## (2) 事故の報告先

利用者の家族、居宅介護支援事業者等のほか、次の保険者等へ報告して下さい。

- ① 当事者である利用者が被保険者となる介護保険を行う保険者
- ② 事業所・施設の所在地を所管する保険者
- ③ 県（高齢福祉課）
- ④ 食中毒又は感染症の発生の場合、県厚生センター又は富山市保健所

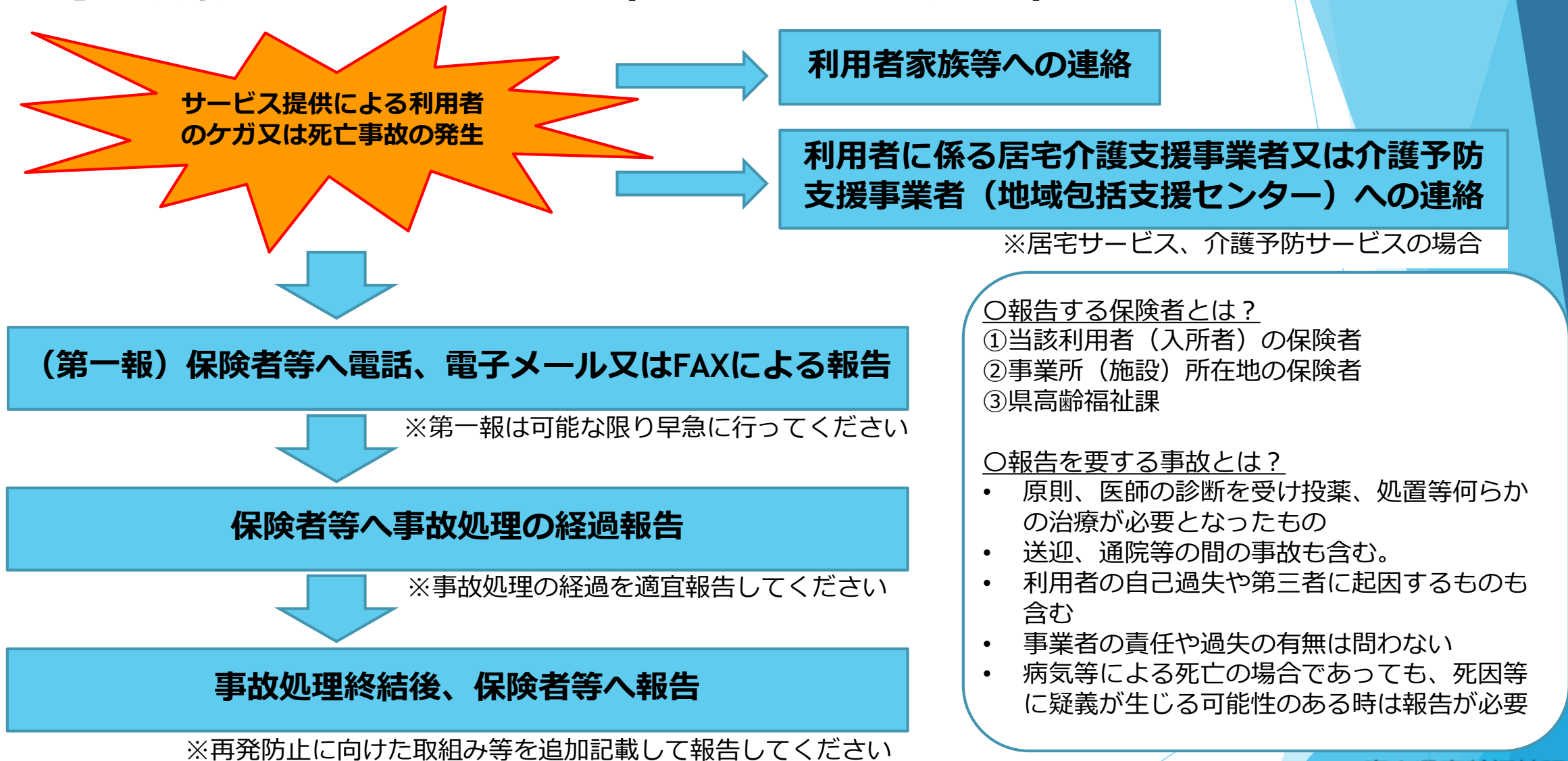
## (3) 留意事項

- ▶ 運営指導等において、県に対して事故報告を行っていない事例が見受けられますので、必ず報告をお願いします。
- ▶ 県に対する事故報告は、県所管施設・事業所に限らず、全ての事業所（富山市所在や保険者所管も含む）が対象となりますので、ご留意ください。
- ▶ 事故報告書の送付については、迅速な情報共有のため、原則として電子メール又はFAXでお願いします。

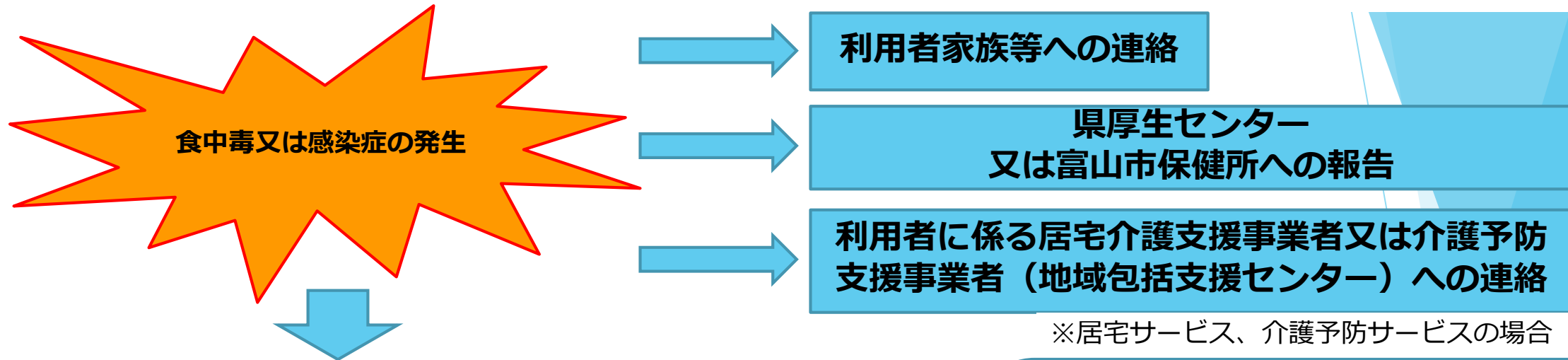
※ FAXで送付する際、送付書の添付は不要です。事故報告書のみ送付してください。



# 事故報告フロー図（ケガ等の場合）



# 事故報告フロー図（食中毒又は感染症の場合）



## （第一報）保険者等へ電話、電子メール又はFAXによる報告

※第一報は可能な限り早急に行ってください

## 保険者等への経過報告、終息報告

※有症者が増加するなど感染症が拡大傾向にある場合、随時経過報告をしてください。

※感染症等が終息した場合、その旨を報告してください。この場合、電話による報告で結構です。

### ○報告する保険者とは？

- ① 当該利用者（入所者）の保険者
- ② 事業所（施設）所在地の保険者
- ③ 県高齢福祉課

### ○報告を要する感染症とは？

- ① 同一の感染症等により死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、管理者等が必要と認めた場合
- ④ 新型コロナウイルス感染症

## 9. メールアドレスの設定について

- ▶ 県からのお知らせ等については、原則として電子メールで行っております。
- ▶ 県所管施設・事業所について、メールアドレスを変更した場合は、速やかに連絡をお願いします。
- ▶ また、現在、県からのお知らせ等を電子メールで受けていない施設・事業所については、「メールアドレス登録票」を記入の上、FAXで県高齢福祉課まで送付をお願いいたします。

**！メールアドレスの設定をお願いします！**

## 2. 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について



# (1) 令和5年度計画書について

## ①提出期限

- 令和5年4月又は5月から算定する場合  
令和5年4月15日（郵送は17日）（必着）
  - 年度の途中（令和5年6月以降）から算定する場合  
加算算定開始月の前々月の末日（必着）  
（例：6月1日から算定する場合は4月末日）
- ※ 期限厳守でお願いいたします。

## ②提出先：各指定権者

# (1) 令和5年度計画書について

## ③参考資料

令和5年度計画書に関する通知等は、厚生労働省より示され次第、県高齢福祉課ホームページに掲載します。

## ④留意事項

- 計画書の提出が令和5年4月15日（郵送は17日）に間に合わない場合、当該加算の算定開始は令和5年6月以降になります。（令和5年4月及び5月は算定できません。）
- 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に係る通知の見直しが予定されています。加算の算定及び計画書の作成にあたっては、参考資料や記入例等を必ずご確認ください。

## (2) 令和4年度実績報告書について

### ①提出期限

- 令和5年3月まで加算を算定した場合  
令和5年7月末日（必着）
  - 令和4年度の途中で事業を廃止又は加算の算定を中止した場合  
最終の加算の支払があった月の翌々月の末日（必着）  
（例：最終算定月が9月の場合、支払月は11月、実績報告は翌年1月末日まで）
- ※ 期限厳守をお願いいたします。

### ②提出先：各指定権者

## (2) 令和4年度実績報告書について

### ③参考資料

令和4年度実績報告書に関する通知等は、厚生労働省より示され次第、県高齢福祉課ホームページにします。

### ④留意事項

- 必ず、「賃金改善所要額」が「加算による収入額（加算総額）」を上回るように支給してください。（仮に、加算による収入額を下回った場合は、一時金や賞与として追加支給してください。）
- 介護職員等特定処遇改善による賃金改善については、グループ（経験・技能のある介護職員、他の介護職員、その他の職種）ごとの配分ルールを必ず守ってください。
- その他、実績報告書の作成にあたっては、参考資料等を必ずご確認ください。
- 様式等については、令和5年6月頃までに県高齢福祉課ホームページに掲載する予定ですので、手続きに遺漏のないようご留意願います。
- 実績報告を行わない場合、加算の要件を満たしていない不正請求として加算に係る介護報酬の全額返還を命じる場合があります。

# 3. 介護職員等による喀痰吸引等 について

# 1. 喀痰吸引等の概要について

平成24年4月から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、一定の研修を受けた介護職員等は、医療や看護との連携による安全確保が図られていることなどの条件の下で『喀痰吸引等（特定行為）』を実施できるようになりました。

## 特定行為の種類

- (1) 口腔内の喀痰吸引
- (2) 鼻腔内の喀痰吸引
- (3) 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- (4) 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（※）
- (5) 経鼻経管栄養

※ 特定行為のうち、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」については「滴下」と「半固形」の方法があります。通常の研修では、「滴下」を原則としていますので、「半固形」の実施にあたっては「半固形」に関する研修の受講が必要です。

## 2. 登録特定行為事業者について

特定行為を行うにあたっては、特定行為を行う事業所ごとに都道府県知事の登録が必要です。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
- ・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・特別支援学校

※医療機関（病院、診療所、介護療養型医療施設、通所リハ（老健併設を除く）、訪問リハ（老健併設を除く）訪問看護）は対象外です。

事業所登録は、月1回、1日付けで行っておりますので、日程に余裕をもって登録申請してください。

## 2. 登録特定行為事業者について

### ○登録基準

#### (1) 医療関係者との連携に関する基準

- ①喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けること
- ②利用者の状態について医師、看護職員が定期的に確認すること
- ③医療従事者と介護職員とで適切な役割分担、情報連携が図られていること
- ④医療従事者と連携のもと、利用者ごとの喀痰吸引等実施計画書を作成すること
- ⑤喀痰吸引等実施報告書を作成し、担当医師に提出すること
- ⑥緊急時における医療従事者との連絡方法が定められていること



## 2. 登録特定行為事業者について

### (2) 安全・適正に関する基準

- ①喀痰吸引等の実地研修まで修了した介護職員等が業務を行うこと
- ②介護福祉士への実地研修実地方法が規定されていること
- ③安全委員会の設置が規定されていること
- ④安全性確保のための研修体制が確保されていること
- ⑤喀痰吸引等実施のために必要な備品が備わっていること
- ⑥衛生面を考慮した備品の管理方法が規定されていること
- ⑦感染症の予防、発生時の対応方法が規定されていること
- ⑧喀痰吸引実施に対する利用者、家族への説明、同意手順が規定されていること
- ⑨業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が規定されていること

## 2. 登録特定行為事業者について

### ○注意事項

- ・ 特定行為を実施する介護職員等は、各事業所において整備している特定行為実施者の名簿に載せなければならないが、各事業所において特定行為を実施する介護職員等が異動等によって変更になった場合は、名簿に係る変更登録届出書を提出する必要があります。
- ・ 看護師（准看護師）資格を有する従業員が、「介護職員の業務」として特定行為を実施する場合は、登録特定行為事業者の登録が必要となります。また、上記の名簿にも載せる必要があります。
- ・ 当初登録された行為から新たに行為を追加する場合は、登録更新申請（行為の追加）が必要となります。

### 3. 認定特定行為業務従事者について

①都道府県及び登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修を修了し、都道府県知事の認定を受けた者

②経過措置対象者で都道府県知事の認定を受けた者

(経過措置対象者については、実施できる行為に条件が付いている場合があり、記載されている行為しかできないため、注意してください。)

※喀痰吸引等研修を修了しただけでは、実際の現場で特定行為の実施はできません。必ず、都道府県知事の認定を受けてから実施してください。

### 3. 認定特定行為業務従事者について

＜喀痰吸引等（特定行為）を実施できるケース＞

登録特定行為事業者 登録内容	認定特定行為業務従事者 認定内容	実施の可否
口腔内の喀痰吸引	口腔内の喀痰吸引	○
鼻腔内の喀痰吸引	鼻腔内の喀痰吸引	○
	気管カニューレ内部の喀痰吸引	×
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	×
	経鼻経管栄養	×

※事業者登録と従事者認定の2つが揃っている特定行為しか実施できません。

※事業者登録や従事者認定がないまま特定行為を実施した場合は、法律により罰則が科せられる可能性があるため、十分ご注意ください。

## 4. 喀痰吸引等研修

富山県では、喀痰吸引等研修の実施を以下の登録研修機関で行っています。研修日程及び申し込みについては、登録研修機関に直接お問い合わせください。

【令和5年1月現在】

登録研修機関名	問い合わせ先
富山福祉短期大学	0766-55-5567
DXO株式会社	03-6382-8713
五省会	076-428-5565
日本福祉大学 富山オフィス	076-431-2027
株式会社プレゼンス・メディカル	050-3172-6323
あいの風喀痰吸引等研修機関	0766-26-5055
メディカルケアプラス	06-6766-4310
三幸福祉カレッジ	03-5909-1514

## 5. 各種手続きについて

登録特定行為事業者、認定特定行為業務従事者に係る手続きについては以下の富山県ホームページをご覧ください。届出様式等のダウンロードも可能です。

※ 令和3年4月1日から押印の廃止等に伴い、様式を一部変更しました。以下のホームページよりご確認ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00012631/index.html>

ホーム > くらし・健康・教育 > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉  
> 計画・施策 > 介護職員等によるたんの吸引等の制度について

# 4. 業務管理体制の整備について

# 1. 趣旨

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律が、平成21年5月1日に施行され、法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ることを目的として、全介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備及び届出が義務づけられました。

※届出は事業所単位ではなく、**事業者（法人・個人）単位**

介護保険法が求める法令遵守（コンプライアンス）

組織として「やろう」と決めたことを守る

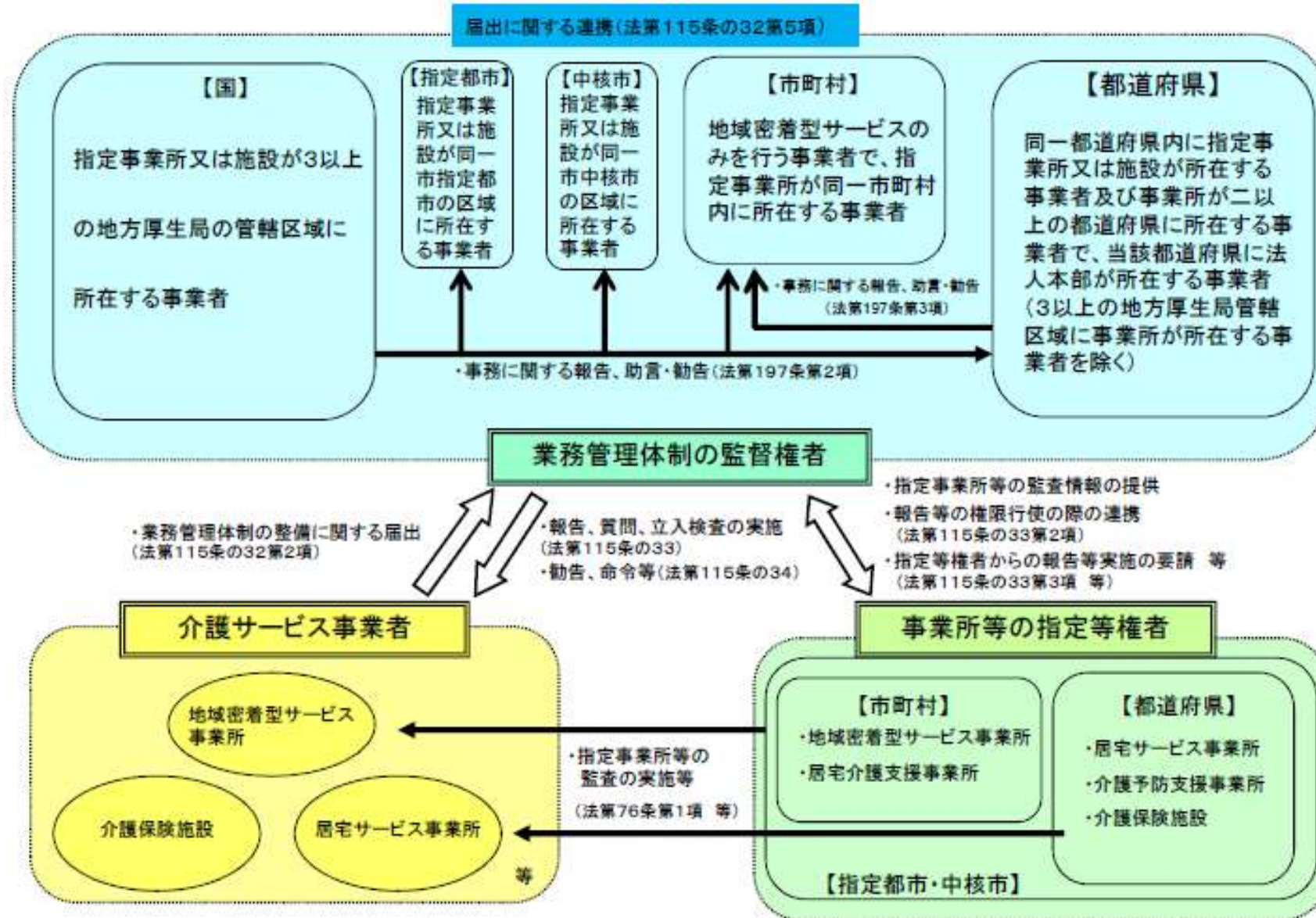
法令等において定められたことを守る  
「やってはならないこと」をやる

法令遵守（コンプライアンス）体制を構築する意義 ⇒ **「社会的信用を得ること」**

公金を使った介護保険から収入を得ている介護サービス事業者だからこそ、コンプライアンス体制を構築することが求められている。



## 2. 業務管理体制の監督体制等



### 3. 業務管理体制の整備の内容

業務管理体制の整備の内容は事業者に属する事業所の数の応じて、以下のとおりとなります。

業務管理体制の内容			業務執行の状況の監査を定期的に実施 (届出内容) 監査方法の概要を届出
		「法令順守規定」の整備 (届出内容) 法令順守規定の概要を届出	「法令順守規定」の整備 (届出内容) 法令順守規定の概要を届出
	「法令順守責任者」の専任 (届出内容) 法令順守責任者の氏名、 生年月日	「法令順守責任者」の専任 (届出内容) 法令順守責任者の氏名、 生年月日	「法令順守責任者」の専任 (届出内容) 法令順守責任者の氏名、 生年月日
	事業所等の数 (注)	1 以上 2 0 未 満	2 0 以上 1 0 0 未 満

## 業務管理体制整備の際の事業所の捉え方

- ▶ 事業所等の数については、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えてください。
- ▶ 事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除いてください。
- ※ 「みなし事業所」とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）について、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所を指します。（介護保険法第71条第1項、第115条の11を参照）
- ▶ 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業も事業所等の数から除いてください。

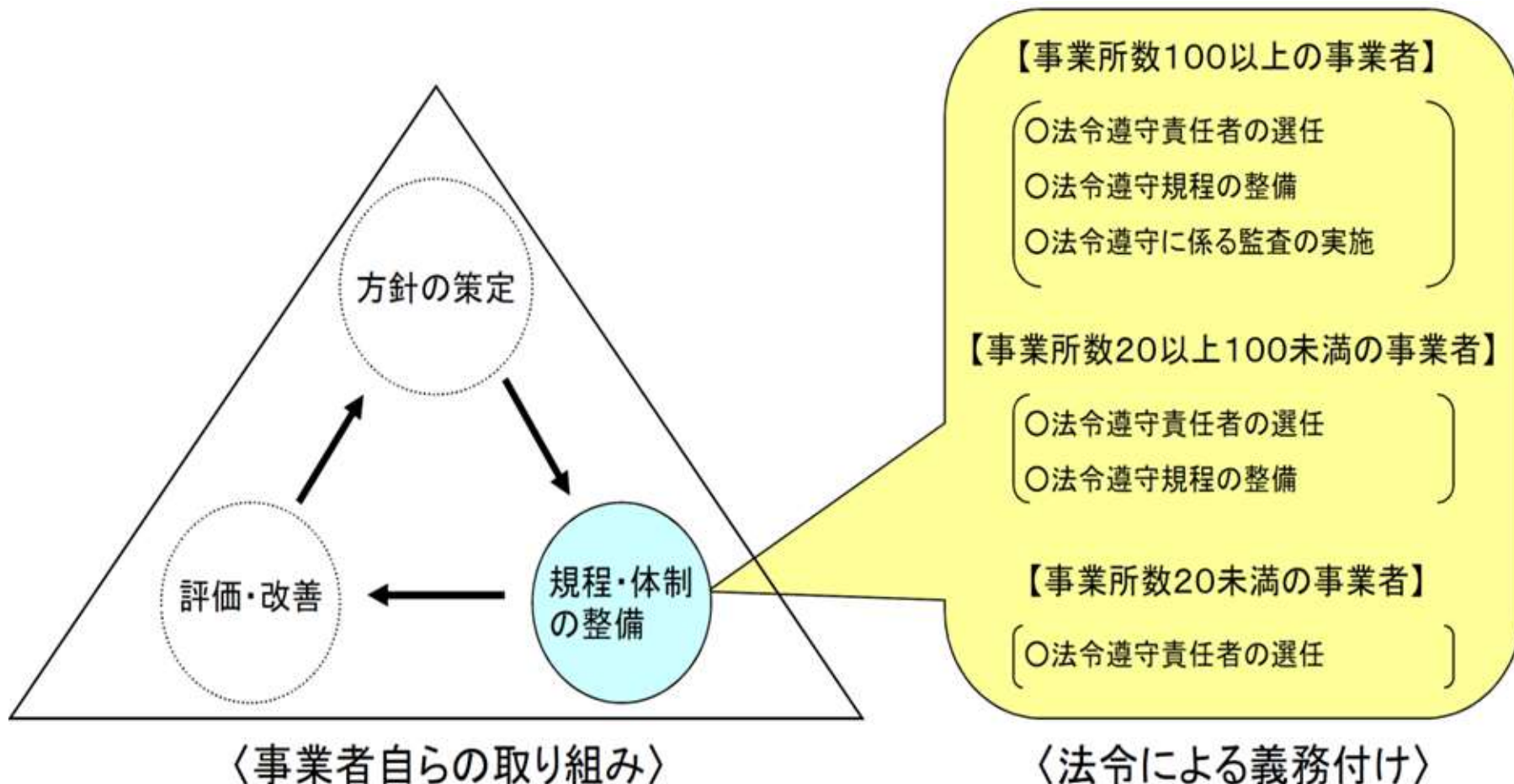
# 法令遵守責任者の選任について

- ▶ 法令遵守責任者については、何らかの資格を求めるものではないですが、少なくとも介護保険法やそれに基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。
- ▶ 法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令順守を確保することができる者を選任してください。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることも可能です。

## 「法令遵守規定」の整備について

- ▶ 法令遵守規程（マニュアル）には、法令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。
- ▶ 届け出る「法令遵守規程の概要」につきましても、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

# 法令遵守態勢の概念図



※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

## 4. 業務管理体制の整備等の届出先

区 分	届 出 先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業所	
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
上記以外の事業者	事業所の主たる事業所が所在する都道府県知事
② 事業所等が同一中核市（富山市）内にのみ所在する事業者	中核市の長 （富山市長）
③ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長 （介護保険者）
④ 上記①～③以外の事業者	都道府県知事

※ 介護保険法の一部改正により、令和3年4月1日から、指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、原則都道府県知事から中核市の長へ変更となりました。ただし、指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除きます（届出先は都道府県知事のまま）。

# 業務管理体制の届出について

業務管理体制整備に係る届出が未済の場合は、**早急に様式「業務管理体制の整備（届出区分の変更）に係る届出書」により届出願います。**

※ 業務管理体制の整備に関する届出が未済の介護サービス事業者については、当該介護サービス事業者が運営する介護サービス事業所等の**指定取消等の理由となり得るため、必ず確認願います。**

# 業務管理体制に係る届出事項の変更について

届出済の内容に変更が生じた場合は、区分に応じた届出先に様式「業務管理体制に係る届出事項変更届出書」により、速やかに届出願います。

※ **各介護保険サービスごとの「変更届出書」とは異なる届出なので、届出漏れにご注意ください。**

富山県届出様式は下記県HPよりダウンロード願います。

「介護サービス事業者の業務管理体制整備に係る届出について」

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00012035/kj00012035-018-01.html>

# 業務管理体制に係る届出区分の変更について

届出区分に変更が生じた場合には、変更前、変更後の各届出先に対し、速やかに、業務管理体制の整備（届出区分の変更）に係る届出書」により届出願います。

## 届出区分の変更が必要な例

県内同一市町村の中で地域密着型サービス事業所のみを展開している事業者が、居宅サービス事業所を新たに開設した場合、業務管理体制の届出先は、市町村長から県知事に変更となり、この場合、市町村及び県のそれぞれに対し、所定事項を記載の上、届出が必要となります。

富山県届出様式は下記県HPよりダウンロード願います。

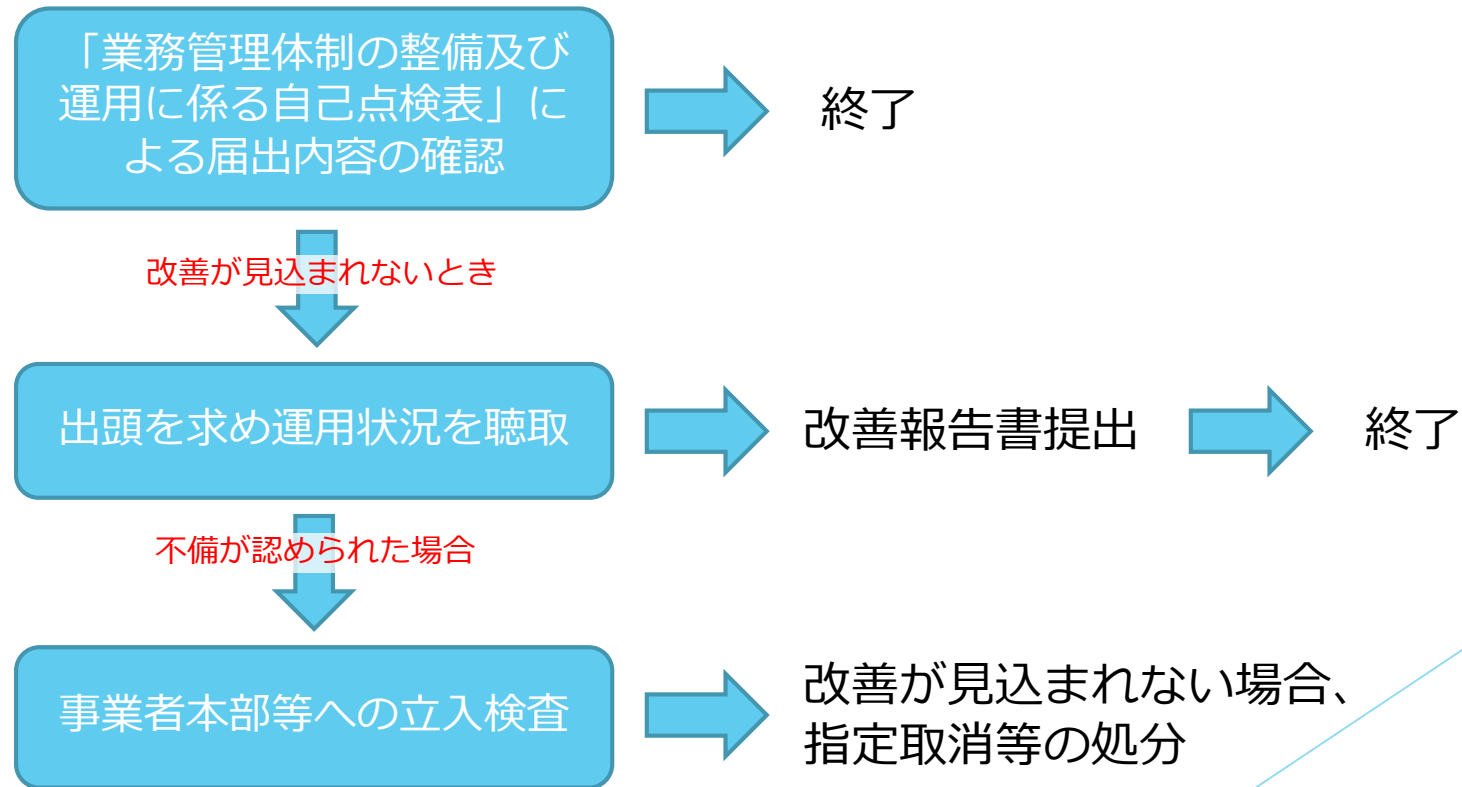
「介護サービス事業者の業務管理体制整備に係る届出について」

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00012035/kj00012035-018-01.html>



## 5. 業務管理体制に関する検査について

業務管理体制の届出内容を確認するため、県は、定期的に検査（一般検査）を実施するほか、介護サービス事業所の指定取消事案が発生した場合には、当該事業者に対し、特別検査を実施します。



# 5. 介護サービス情報公表制度 について

# 1. 介護サービス情報の公表制度とは

- 介護サービスを利用しようとしている方が事業所選択を支援することを目的として、日本全国の「介護サービス事業所」の情報を、都道府県がインターネット等により公表するしくみです。
- 利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、介護保険法第115条の35で義務付けられている制度です。

## 2. 事業所公表までの流れ

- ① 毎年1回、各事業所は直近の事業所情報を都道府県に報告
- ② 都道府県は内容を審査
- ③ 都道府県はインターネットに事業所情報を掲載

※ただし、事業所の報告内容を確認するため、都道府県知事が調査を行う必要があると認める場合には、都道府県又は都道府県が指定した調査機関による訪問調査を行うこととなっています



### 3. 「介護サービス情報の公表」制度に係る報告・調査・情報公表計画について

- 「介護サービス情報の公表」にかかる事務を効率的かつ円滑に実施するために、年度ごとに計画を策定しています。
- 「介護サービス情報の公表」の対象となる事業所、調査票の報告・受理や事業所への調査時期、インターネットへの公表時期などを計画に定めています。

### 4. 「介護サービス情報の公表」の対象事業所について

- (1) 基準日（例年1月1日）前1年間において支払いを受けた介護報酬額が100万円を超える事業所  
⇒ 「基本情報」と「運営情報」の二つの調査票について報告
- (2) 新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業所  
⇒ 「基本情報」のみ報告
- (3) 上記2点には該当しないが、公表を希望する事業所

## 5. 「介護サービス情報の公表」制度に係る調査について

調査の対象となる事業所は主に以下の3点に該当する事業所

- (1) 例年1月1日を基準とし、**新規開設2年目から4年目までに**該当する事業所  
(過去2年以内に当該調査を受けた事業所は除く)  
※ 外部評価を受審することとされているサービス事業所（グループホーム等）は除く
- (2) 実地指導を受ける事業所
- (3) 報告内容に虚偽等が疑われる事業所

## 6. 「指定情報公表センター」について

事業所に対し、調査票の配布や調査票の報告の受理を行います。

また、事業所から報告された「基本情報」や「運営情報」の公表事務等を行う機関。

富山県の指定情報公表センター：社会福祉法人富山県社会福祉協議会

富山県介護サービス情報公表システムURL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/16/index.php>

## 7. 「指定調査機関」について

- 事業所より報告された「運営情報」の事実確認を行う機関。
- 実際の調査は、その指定調査機関に所属する調査員が事業所を訪問し、「運営情報」に関わる書類等の確認を行います。

※ 調査員は都道府県での研修を修了し、都道府県で登録された者

富山県の指定調査機関（令和5年3月1日現在）

- 社会福祉法人富山県社会福祉協議会
- 一般社団法人富山県介護福祉士会

# 6. 権利擁護・高齢者虐待



# 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

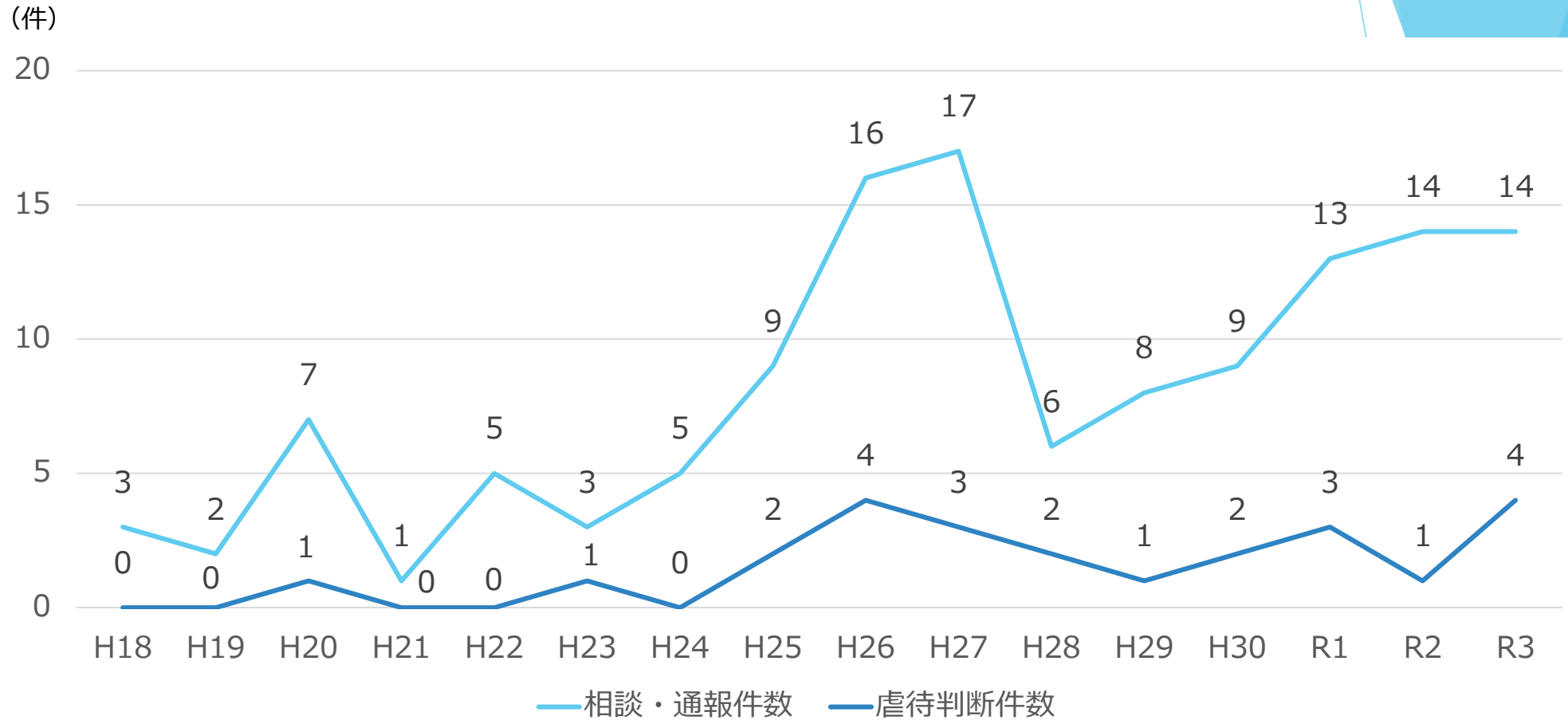
## (1) 相談通報件数及び虐待判断件数

本県における令和3年度の養介護施設従事者等による虐待に関する県及び市町村への相談・通報対応件数は14件で、前年度と同数でした。

また、そのうち事実確認により高齢者虐待と認定したものは4件で、前年度より3件増加しました。

	令和3年度	令和2年度	増減
相談・通報件数	<b>14件</b>	14件	0件
虐待判断件数	<b>4件</b>	1件	3件

# (1) 相談通報件数及び虐待判断件数



## (2) 虐待の状況

### 事例 1

- ①被虐待高齢者  
70歳代から90歳代までの女性9名  
(要介護3：2名、要介護4：3名、  
要介護5：4名)
- ②虐待があった養介護施設等の種別  
特別養護老人ホーム
- ③虐待を行った養介護施設従事者等の職種  
施設長、介護福祉士
- ④虐待の種別 (重複あり)  
身体的虐待：6名、介護等放棄：9名、  
心理的虐待：5名

### 事例 2

- ①被虐待高齢者  
70歳代の女性1名 (要介護2)
- ②虐待があった養介護施設等の種別  
居宅介護支援等
- ③虐待を行った養介護施設従事者等の職種  
管理職、介護職
- ④虐待の種別  
身体的虐待、介護等放棄

## (2) 虐待の状況

### 事例 3

- ①被虐待高齢者  
70歳代から90歳代の男女 3名  
(要介護 4 : 2名、要介護 5 : 1名)
- ②虐待があった養介護施設等の種別  
住宅型有料老人ホーム
- ③虐待を行った養介護施設従事者等の職種  
管理職
- ④虐待の種別  
身体的虐待

### 事例 4

- ①被虐待高齢者  
90歳代の男性 1名 (要介護 2)
- ②虐待があった養介護施設等の種別  
居宅介護支援等
- ③虐待を行った養介護施設従事者等の職種  
管理職
- ④虐待の種別  
身体的虐待

### (3) 措置の状況

4 事例の全てにおいて高齢者虐待防止法の趣旨に基づき、市町村から施設等に対し指導がなされました。そのうち改善が求められた事例 1 及び事例 3 においては施設から改善計画が提出されました。

また事例 1 は介護保険法の規定により指定された施設での虐待であったため、施設に対し介護保険法に基づく改善勧告がなされました。

## 2. 養護者（家族等）による高齢者虐待

### (1) 相談通報件数及び虐待判断件数

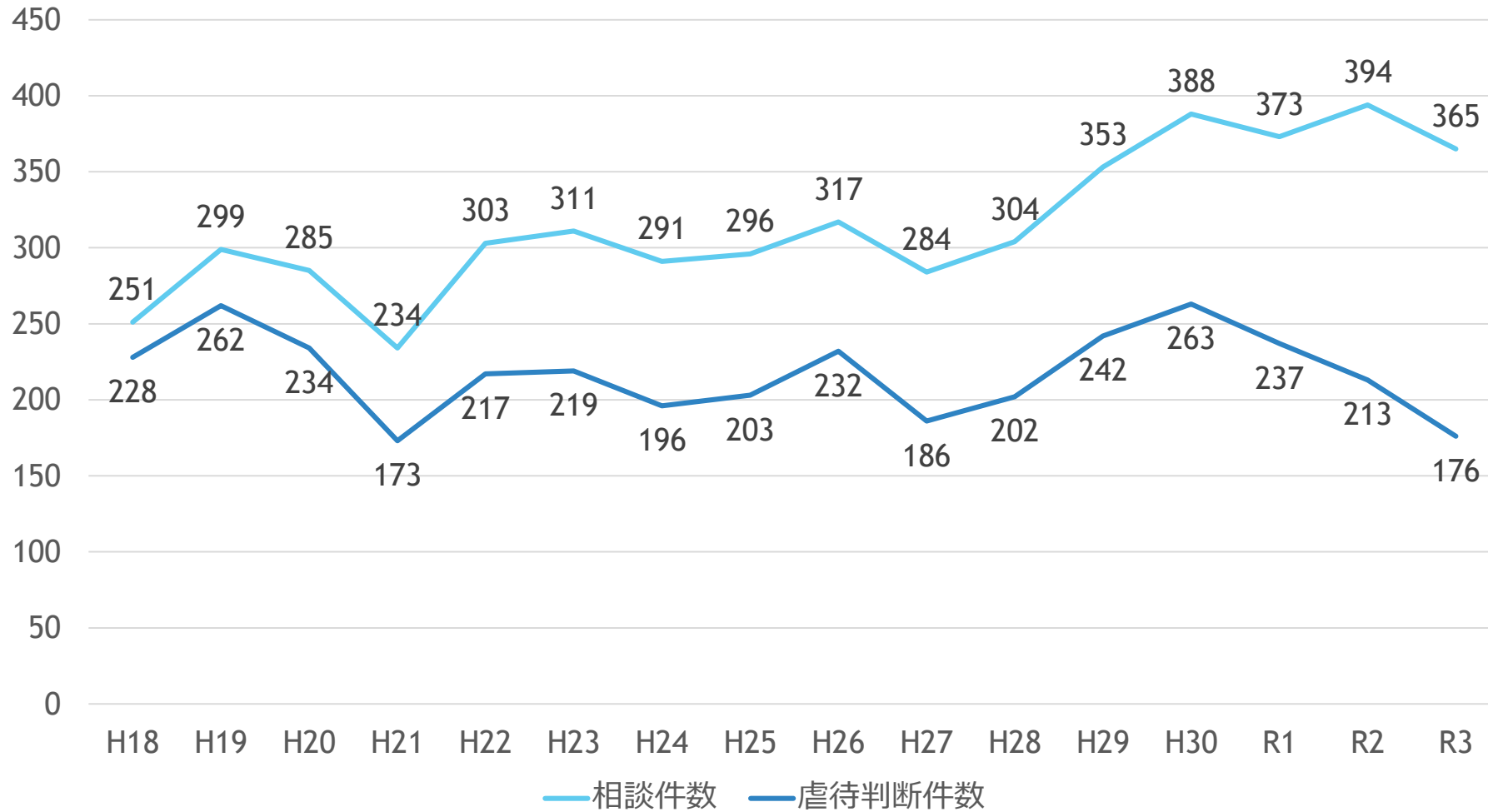
本県における令和3年度の養護者（家族等）による虐待に関する県及び市町村への相談・通報対応件数は365件で、前年度より29件減少しました。

また、そのうち事実確認により高齢者虐待と認定したものは176件で、前年度より37件減少しました。

	令和3年度	令和2年度	増減
相談・通報件数	<b>365件</b>	394件	△29件
虐待判断件数	<b>176件</b>	213件	△37件

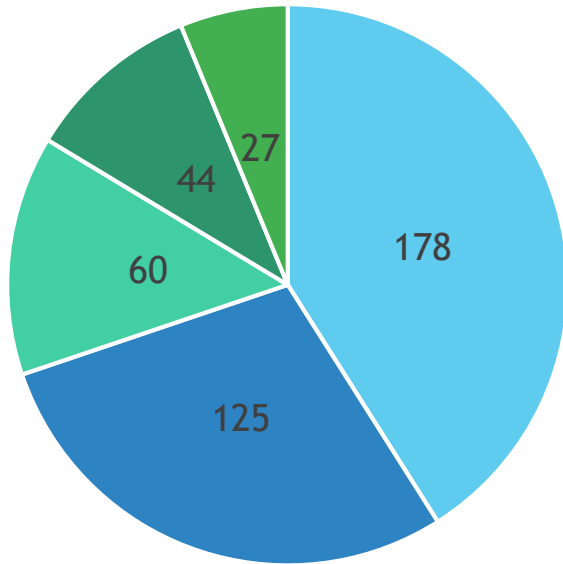
# (1) 相談通報件数及び虐待判断件数

(件)



## (2) 相談通報件数及び虐待判断件数

相談・通報者434人（1件の事例に対し複数の相談・通報があった場合は、重複して計上）のうち、「民生委員、職務上知り得た者（市町村職員等）」が178人（41.0%）で最も多く、次いで「介護支援専門員、介護保険事業所職員」が125人（28.8%）であった。

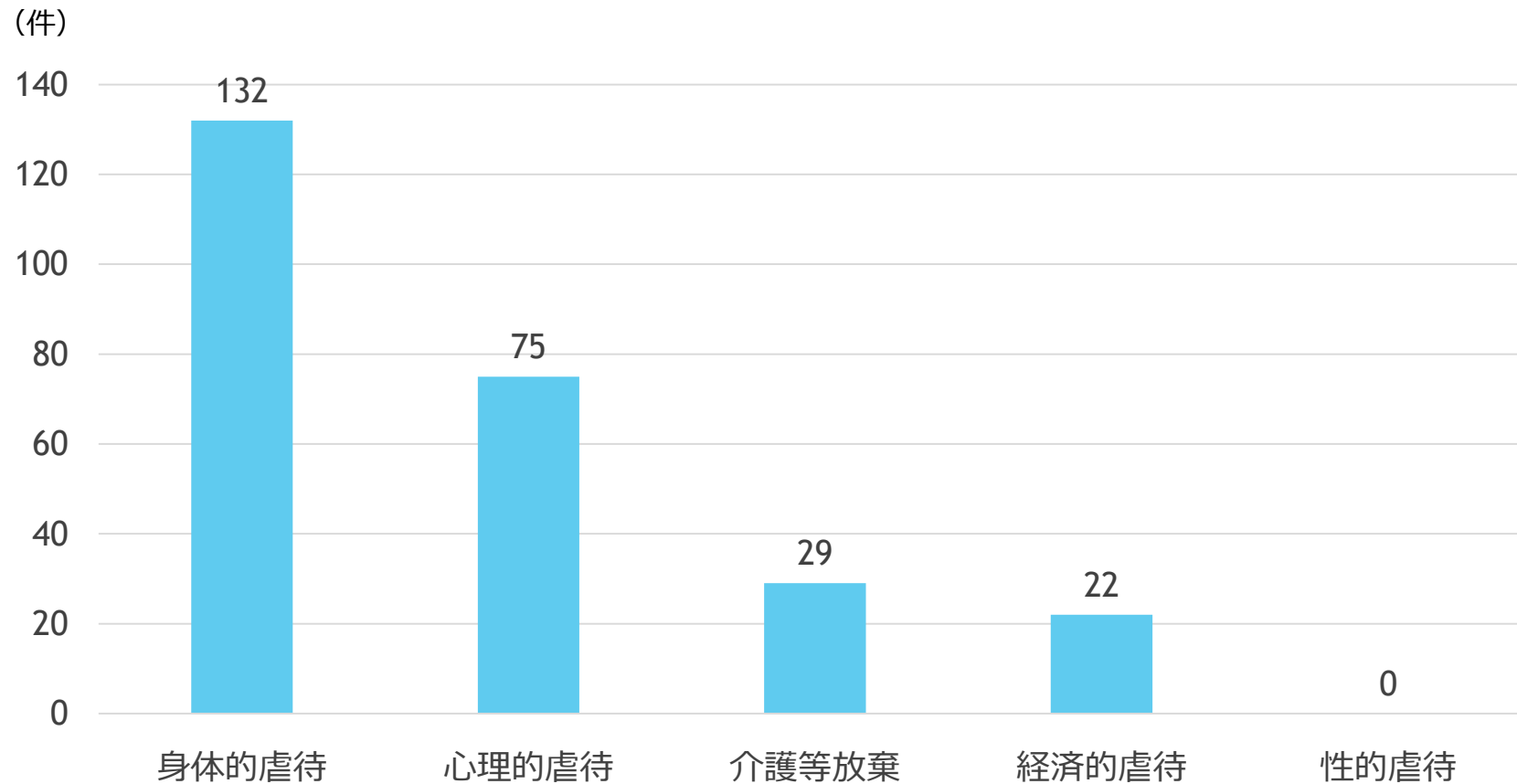


- 職務上知り得た者（民生委員、市町村職員等）
- 介護支援専門員、介護保険事業所職員
- その他（一般市民等）
- 家族・親族
- 本人



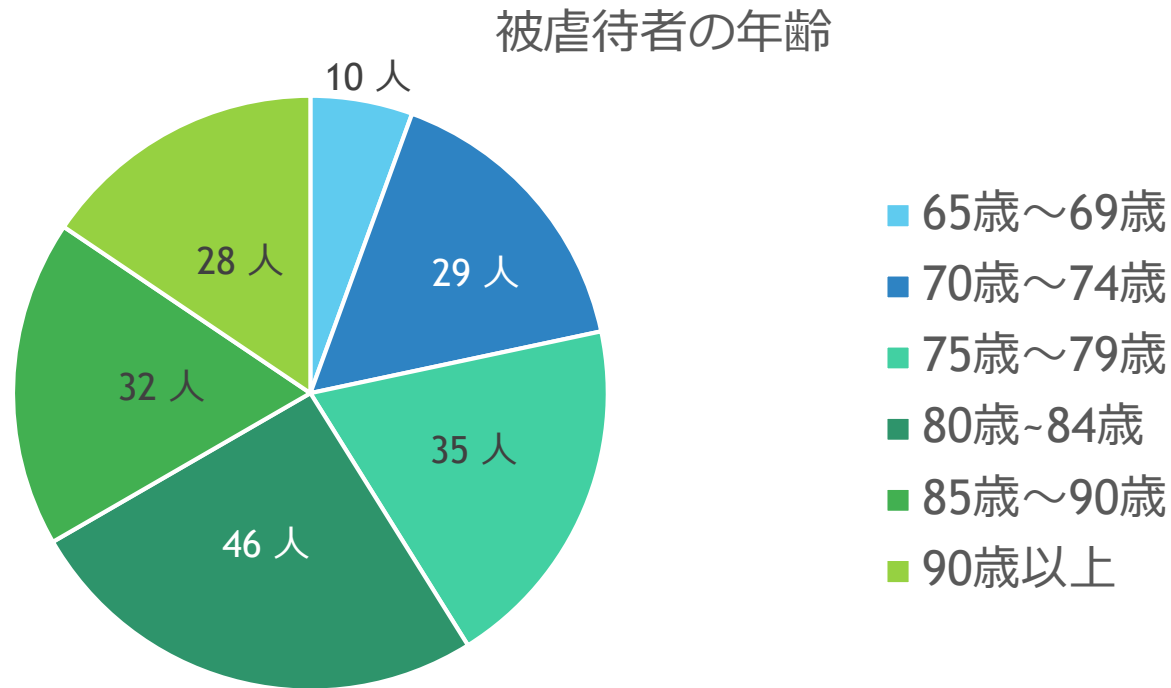
### (3) 虐待の種別・類型

虐待の種別・類型のうち、「身体的虐待」が132件（73.3%）で最も多く、次いで「心理的虐待」が75件（41.7%）、「介護等放棄」が29件（16.1%）、「経済的虐待」が22件（12.2%）であり、「性的虐待」は0件であった。



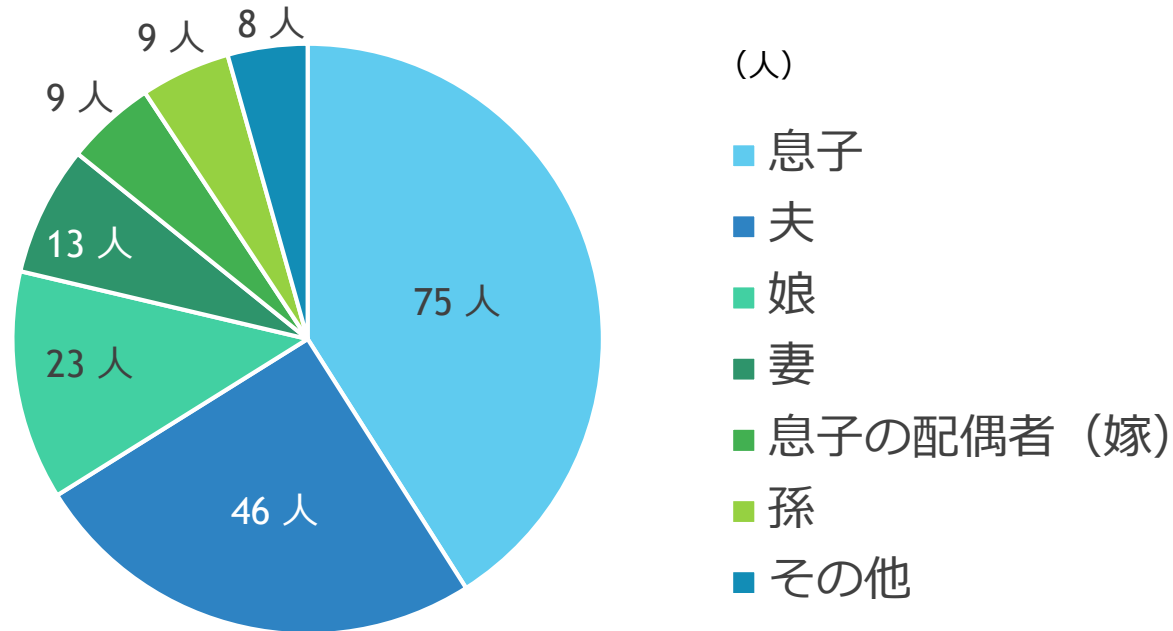
## (4) 被虐待高齢者の性別と年齢

性別では「女性」が75.0%、「男性」が25.0%と、「女性」が全体の4分の3を占めていた。年齢階層別では、「80～84歳」が46人（25.6%）で最も多かった。



## (5) 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

虐待者の続柄は、「息子」が75人（41.0%）で最も多く、次いで「夫」が46人（25.1%）、「娘」が23人（12.6%）、「妻」が13人（7.1%）であった。



## (6) 虐待への対応策

虐待事例への市町村の対応は、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が54件（27.8%）、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が101件（52.1%）でした。

分離を行った事例における対応は、「医療機関への一時入院」が16件（29.6%）で最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」が15件（27.8%）でした。

分離をしていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が67件（44.4%）で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が38件（25.2%）でした。

## 3. 県の取組み

- ・ 市町村職員、地域包括支援センター職員、介護サービス事業者及び介護施設等の介護職員を対象とした高齢者虐待防止のための研修の実施
- ・ 市町村職員向け権利擁護対応相談窓口の開設、市町村等への専門アドバイザーの派遣
- ・ 介護現場での権利擁護のための取組みを指導する人材を養成する「権利擁護推進養成研修」の実施
- ・ 介護保険法に基づく指導時における虐待防止対策の指導
- ・ 広報啓発（県のホームページによる高齢者虐待の通報先、県内の高齢者虐待の状況等の広報）

### 《参考》

令和3年度における県内の高齢者虐待の状況については以下のページよりご確認ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00006096.html>

ホーム > くらし・健康・教育 > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 虐待防止

# 7. 視覚障害のある方の雇用 について

# 視覚障害のある方の自立を目指して ～視覚障害者の機能訓練指導員としての採用について～

## ○介護施設における機能訓練指導員

介護保険法によって定められている職種のひとつ。利用者一人ひとりの心身の状態に合わせて機能訓練を行い、できる限り自分で身の回りのことができるように支援していく役割を担う。

機能訓練指導員は、看護師または准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、鍼灸師の資格が必要

## 視覚障害者の方の雇用の可能性

### ○機能訓練指導員の配置が義務付けられている介護施設

- ・デイサービス(通所介護施設)
- ・ショートステイ(短期入所生活介護施設)
- ・特別養護老人ホーム など

# 「視覚障害者である按摩、マッサージ、指圧師、鍼師、灸師の資格のある方が機能訓練指導員として働く」ということ

## 1 現状

資格をもつ視覚障害者の就職：

老人介護施設、施術所、医療機関、一般企業、開業も...

全国の視覚障害者の就職率は、「厚生労働省 令和3年度ハローワークにおける障害者への職業紹介状況」によると40%を下回っている状況です。

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率 (③/①)	
		対前年度比 (%)		対前年度比 (%)		対前年度比 (%)		対前年度差 (ポイント)
視覚障害	4,160	△ 2.0	8,738	5.3	1,497	△ 0.2	36.0	0.7
うち重度	2,039	△ 2.2	4,872	1.5	808	2.1	39.6	1.6

出典：厚生労働省 令和3年度 ハローワークにおける障害者への職業紹介状況



## 「視覚障害者であん摩、マッサージ、指圧師、鍼師、灸師の資格のある方が機能訓練指導員として働く」ということ

また、平成27年度の国の調査では、視覚障害者就職件数の合計2283件、重度1378件のうち、「あはき業」と言われる、あん摩・鍼・灸に従事する専門職への就職件数は、1063件（46.6%）、重度877件（63.6%）と半数以上を占めています。

### 2 視覚障害者の方を雇用するメリット

- ・ マッサージ施術が利用者の機能回復に繋がるほか、1対1でじっくり施術することにより、利用者の癒しと共にコミュニケーション能力の回復・活性化に寄与すること
- ・ 障害者の法定雇用率をあげることができること

今後、法定雇用率は  
引き上げられる予定です

※障害者雇用調整金などの助成金を通じた支援もあります。

特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）、キャリアアップ助成金

# 「視覚障害者である摩、マッサージ、指圧師、鍼師、灸師の資格のある方が機能訓練指導員として働く」ということ

## ■ 主な助成金

### (1) 障害者トライアル雇用助成金

お問い合わせ、お申し込みは、最寄りのハローワークまで

ハローワークが紹介する障害者を事業主が短期間雇用し、事業主と障害者とで、業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図るもの

〈試行雇用奨励金の支給〉 事業主に対して対象者1人につき月額40,000円を最大3か月支給

〈実施期間〉 原則3か月間

### (2) 障害者雇用調整金・報奨金

お問い合わせは、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構富山支部 (電話: 0766-26-1881) まで

法定雇用率より多くの障害者を雇用した場合、調整金や報奨金を支給するもの

〈支給額〉 超過1人あたり調整金27,000円(※1)、一定数を超えた場合一人あたり奨励金21,000円(※2)

※1 常用雇用労働者100人超の事業主で要件を満たすもの

※2 常用雇用労働者100人以下の事業主で要件を満たすもの

# 「視覚障害者である摩、マッサージ、指圧師、鍼師、灸師の資格のある方が機能訓練指導員として働く」ということ

## 3 障害者に対する支援

- (1) 富山障害者職業センターでの支援  
職業相談・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる職場適応に向けた助言・援助
- (2) 障害者就業・生活支援センターでの支援  
就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などの実施
- (3) 富山視覚総合支援学校での支援
  - ・資格取得に向けた支援
  - ・外来臨床実習の開催（学校内に施術所を開設し、外来患者を治療）
  - ・校外臨床実習の開催  
（施術所等における就業体験、協力企業に出向き施術）
  - ・卒業後3年程度のアフターケア（定期的な就職先の訪問や電話）

「視覚障害者である按摩、マッサージ、指圧師、鍼師、灸師の資格のある方が機能訓練指導員として働く」ということ

#### 4 雇用相談について

最寄りのハローワークでの問い合わせのほか、富山県視覚障害者福祉センター（電話：076-425-6761）での相談も可能。

#### 5 採用の事例、資料など

<https://www.jeed.go.jp/>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをチェック！

- 「障害者雇用事例リファレンスサービス」...障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業や合理的配慮の提供に関する事例を紹介
- 「視覚障害者の職場定着推進マニュアル」（介護老人福祉施設で機能訓練スタッフとして活躍する事例や配慮事項が掲載されている）
- コミック版障害者雇用マニュアル「視覚障害者と働く」 等

# 令和4年度集団指導資料 共通事項（後半）

## 資料目次

	スライドNo
1. 県事業の紹介	1～25
2. 要配慮者利用施設の水害等への備えについて	26～28
3. 富山労働局からのお知らせ	29～50
4. その他お知らせ	51～63

令和5年3月  
富山県厚生部高齢福祉課

# 1. 県事業の紹介

# 介護サービス事業所のBCP策定を支援します！

感染症や非常災害の発生時におけるBCP(業務継続計画) は、令和6年3月31日までの策定が義務付けられています。

県では、介護サービス事業所の皆様の取り組みを支援するため、**令和5年度、BCP策定に向けた相談窓口を設置**します。

相談窓口では、参考例を基に電話、メール、訪問等によるアドバイスを無料で実施します。

相談受付等を開始し次第、メールやHPでご案内いたします。

職員の定着率を上げるため、キャリアパスを作成しませんか？

# 介護職員キャリアパスサポート事業



# (1) キャリアパスとは

介護人材の確保・定着には、職員が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇を適切に行うことが重要です。

ある職位や職務に就任するために必要な一連の業務経験とその順序、配置異動のルートを「**キャリアパス**」といいます。どんな仕事をどれくらいの期間担当し、どの程度の習熟レベルに達すれば、どういうポストに就けるのか—キャリアアップの道筋や基準・条件を明確化した人材育成制度を整備することで、事業所・職員双方の成長が期待できます。

※ 平成29年度に創設された介護職員処遇改善加算Ⅰは、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みを設けること」が算定要件の1つとなっています。

## (2) 事業概要

①**実施委託先**：富山県社会保険労務士会（予定）

### ②**対象**

富山県内に主たる事務所を置き、県内に介護保険法による指定事業者・施設を開設している法人であって、キャリアパス作成支援を希望する法人

※ 5箇所程度。ただし、希望が多い場合は選考させていただくことがあります。

### ③**実施方法**

事業の組織経営や人材マネジメント、雇用環境改善などに精通した社会保険労務士が事業所を訪問し、経営者の方等と課題について話し合いをしながら、キャリアパス作成を支援します。

### ④**費用**：原則無料

※ ただし、社会保険労務士の訪問は1法人6回程度を想定しており、訪問回数が想定より多くなった場合などは実費を負担いただく可能性があります。

⑤**応募方法**：派遣時期等が決まり次第、HP等でご案内します。

### ⑥**その他**

委託先である富山県社会保険労務士会より、キャリアパス整備状況等について、電話等でお問い合わせさせていただくことがあります。また、希望される場合には、事業所へ訪問の上、キャリアパス整備に係る相談対応・提案をさせていただく予定です。

# 介護キャリア段位普及促進に係る アセッサー講習受講支援制度

# (1) 介護プロフェッショナルキャリア段位制度とは

介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、**介護技術の「見える化」を促進**し、現場で何ができるかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促す制度です。

## キャリア段位の概要



## (2) 介護プロフェッショナルキャリア段位認定を受けるには？

- ▶ この段位認定を受けるためには、**施設・事業所ごとに評価者（アセッサー）が必要です**。アセッサーとは事業所・施設内において介護職員のキャリア・アップを推進・支援していく役割を担う人材をいいます。
- ▶ 一般社団法人シルバーサービス振興会が、評価者（アセッサー）育成のための講習を開催しています。
- ▶ 詳細は下記HPをご確認ください。

介護プロフェッショナルキャリア段位制度HP（一般社団法人シルバーサービス振興会）  
<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>

令和4年3月31日現在アセッサー数

全国：28,037名

富山県：301名

### (3) アセッサー講習受講支援の概要

県では、一般社団法人富山県介護福祉士会と協力し、**介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者（アセッサー）講習の受講支援を実施**する予定ですので、各介護保険施設・事業所において、本制度の活用をご検討ください。

- ▶ 各介護保健施設・事業所が制度に取り組むための令和5年度アセッサー講習の受講料の一部を助成します。

【参考：令和4年度】 1人あたり受講料23,230円(税込)のうち15,000円を助成

- ▶ 申請が多数となった場合は、予算の範囲内で助成人数を調整させていただきますのであらかじめご了承ください。
- ▶ 令和5年度の助成額及び助成申請方法は、別途一般社団法人富山県介護福祉士会がご案内します。

事業所の優れた取り組みを表彰します！

# がんばる介護事業所表彰について

# (1) 事業概要

## 「がんばる介護事業所表彰」とは

- 高齢者の自立支援や生活の質の向上、雇用環境の改善に積極的に取り組む県内の介護事業所等を、「自立支援部門」と「雇用環境部門」の2部門で表彰しています。（平成28年度創設）
- 表彰事業所の取組内容を、県ホームページや普及啓発パンフレットにて広く周知し、介護サービスの質の向上や介護人材の確保を図ります。
- 令和4年度受賞者：自立支援部門 3事業所、雇用環境部門 5法人



令和4年度授賞式の様子



普及啓発用パンフレット



# (1) 事業概要

## 「がんばる介護事業所表彰」とは

### ① 自立支援部門

- ・ 介護サービスを提供しており、かつ開設から2年以上経過している介護保険施設や事業所を対象としています。
- ・ 利用者のより豊かな生活の実現を目指して、自立支援・生活の質の向上、介護サービスの質の向上に向けて優れた取組みを進めている事業所を表彰します。

### ② 雇用環境部門

- ・ 県内で高齢者福祉サービス又は障害(児)者福祉サービスを提供しており、かつ開設から5年以上経過している法人・事業所を対象としています。
- ・ 人材育成の充実や職場環境の改善などに積極的に取り組む事業所を表彰します。

## (2) 過去の受賞内容（取組例）

### ① 自立支援部門

- ・ケアプランに「聞き書きボランティア」などインフォーマルサービスを取り入れたところ、認知症の症状が改善
- ・介護ロボットの活用により、夜間事故を大幅に削減し入院者0を達成
- ・オンラインコンサートを施設で生中継し、楽しみながら機能訓練を行ったほか、オンラインを通じた同世代の高齢者とのコミュニケーションの促進につながった

### ② 雇用環境部門

- ・新人職員の指導担当者に対する独自の内部研修の実施
- ・看護休暇・介護休暇の設定など育児、介護を両立できる取組みの実施
- ・職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボット等の導入
- ・ICTの活用による職員の負担軽減や業務省力化



オンラインコンサートの様子

# 介護ロボット導入促進事業

# 事業概要

介護ロボット機器等を導入することで業務効率化を図る介護事業者に対し、介護ロボット機器等導入経費を補助するもの。

## ①実施主体

富山県

## ②補助先

富山県内において介護保険サービスを提供する指定事業者又は施設開設者

※介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。

## ③対象経費

(1)介護ロボットの購入、リース等に係る経費（運搬費、初期設定費等を含む）

(2)見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi整備費、

インカム導入経費又は情報連携のネットワーク構築経費）

# 事業概要

## ④補助率等

補助率：1/2

※一定の要件を満たす場合は補助率3/4

少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組みを行うことを予定していること。

機器1台あたり補助上限：1,000千円（移乗支援、入浴支援）又は300千円

※見守り機器導入に伴う通信環境整備については、1事業所あたり1000千円が上限。

1法人あたり補助総額上限：2,000千円

## ⑤補助対象とする事業内容

介護ロボットによる介護現場の負担軽減や業務効率化など即効性のある職場環境改善を図る事業

※上記内容はすべて、令和5年1月時点での予定です。実際の条件等については、募集開始時に公表する予定の補助金交付要綱をご確認ください。

ICTの活用で現場の負担軽減を実現しませんか？

# 介護施設等におけるICT導入支援事業

# (1) 事業概要など

## ①事業概要

介護従事者の業務負担の軽減や業務効率化の促進を図るため、  
介護施設等のICT機器等の導入に係る経費を県で一部補助します。

## ②補助対象者

富山県内において介護保険サービスを提供する指定事業者又は施設開設者  
※介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していることが要件です。

## ③補助対象となる事業内容

- ・ 介護従事者の負担軽減・業務の効率化等に資する、ICT機器の導入費用等のうち、初年度に係る経費について補助
- ・ 記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能な介護ソフトを導入することが前提となります。

## (2) 補助対象経費、補助率

### ①補助対象経費

- ・タブレット端末、スマートフォン等のハードウェア、
- ・介護ソフト等のソフトウェアの購入、改修に係る費用、
- ・ネットワーク機器やクラウドサービスの導入、保守・サポート費 など

※詳細については県ホームページをご確認ください。

### ②補助率

- ・一定の要件を満たす事業所：3/4
- ・中山間地域に所在する事業所：2/3
- ・上記以外の事業所：1/2

#### 【R4年度（参考）】

次のいずれかの要件を満たす場合、補助率3/4

- ・LIFEにデータ提供を行っている（予定含む）
- ・異なる事業所間で居宅サービス計画書（ケアプラン）のデータ連携を行っている
- ・文書量半減を実現させる導入計画となっている

※補助上限：1事業所につき100万円、1法人あたりの補助総額上限は200万円



### (3) スケジュール（参考：R4年度）

申請から補助金の交付までの流れは以下のとおりです。

※括弧内は令和4年度のスケジュール例（多少前後する可能性があります）

①申請受付（令和4年7月～9月）

申請書類を作成し、県へ提出します

②交付決定（令和4年11月）

申請内容を県で審査し、交付決定を行います

③実績報告（令和5年3月末まで）

実績報告書を作成し、県へ提出します

④補助金の交付（令和5年4月以降）

県から補助金を交付します ※補助金は実績報告後の支払い（後払い）となります

介護保険・障害福祉サービス事業者の皆さまへ

# 介護職員の確保・職場定着を応援します！

令和5年度、富山県では次の事業者応募型事業により、福祉人材確保対策に取り組めます。

## 1. 現任介護職員等研修支援事業

職員の資質向上のために、現在働いている介護職員を外部の研修に派遣する際に必要となる代替職員を雇用する経費を助成します。

対象となる研修：介護職員の資質向上に資すると認められる研修（実務者研修等）  
（外部機関からの依頼に基づき、介護職員の資質向上のための研修に職員を講師として派遣する場合も含む。）

対象経費：雇用者の人件費（賃金上限：時給1千円、交通費：月額1万円、法定福利費）

雇用期間：現任介護職員が研修に参加する総時間の4倍まで  
※ただし、1法人あたりの上限があります。

## 2. 介護職員初任者研修支援事業

介護職員初任者研修の受講による介護職員の資質向上・定着促進を図るため、介護職員が介護職員初任者研修を受講するために必要な受講料を雇用主である事業者が負担した場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる研修：介護職員初任者研修（介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程）

補助対象経費：事業者が直接研修機関に支払った受講料  
事業者が介護職員が負担した受講料に対して支払った支給金

補助率：1/3

補助上限額：受講した介護職員一人あたり上限2万円

## 3. とやま福祉・介護職員合同入職式

（新任介護職員ネットワーク形成支援事業）

新たに介護職員に就いた職員が一堂に会する入職式を実施します。新任職員のモチベーションの向上を図り、さらにその後の交流会において他事業所との職員のネットワークづくりを行うことで、同じ福祉・介護の仕事に携わる仲間同士、お互いに励ましあい、切磋琢磨しながら、楽しく働き続けられる環境づくりを行うものです。

開催日（予定）：令和5年4月27日（木）

## 4. がんばる介護職員応援事業

福祉・介護の現場で元気にがんばっている職員を掘り起こして、表彰・紹介します。職員のモチベーションの向上と、介護の仕事に対するプラスイメージの普及、社会的評価の向上を図ります。

対象者：高齢者や障害者の介護業務に携わる職員で、下記の①～③の要件を全て満たす方。

①当該事業所に勤務して5年以上12年未満の職員で、新任職員等への指導・相談に携わっている方

②介護福祉士の国家資格を有する方。

③「介護福祉士実習指導者講習会」または富山県福祉カレッジが実施する「中堅職員研修」、「チームリーダー研修」または「指導的職員研修」を修了した方。

応募方法：7月頃に、富山県社会福祉協議会より県内介護・障害関係法人へ職員推薦依頼の文書を送付します。

表彰・PR：被表彰者には、「介護の日」フェスティバル（11月予定）において、富山県福祉人材確保対策会議会長から表彰状及び副賞を授与します。

あわせて、高校生のための福祉のガイド本への掲載や、SNS広告用の介護職のPR動画への出演などにより、県民に向けて紹介します。

※ 事業の対象要件やPR手法は変更となる可能性があります。

## 5. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業

介護施設等における外国人介護人材を受け入れるための、環境整備等に係る経費の一部を助成します。

補助対象者：県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護事業を行い、外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）事業所等を運営する法人

- 補助対象事業：
- ①外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組み
    - ◆外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）
    - ◆介護業務マニュアル（介護手順、介護用語の統一化等）の購入・作成や翻訳
    - ◆日本人職員が異文化理解を図るための教育・研修の受講又は実施 など
  - ②外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組み
    - ◆資格取得に必要な教材の購入
    - ◆外部研修への参加費や交通費の支援 など
  - ③外国人介護職員の生活支援に必要な取組み
    - ◆孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケア
    - ◆地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催 など

補助率及び補助限度額：2/3（ただし1事業所あたりの上限200千円）

**★前記1~5事業の詳細内容は下記までお問い合わせください**

**富山県厚生部厚生企画課 地域共生福祉係（富山県庁舎本館2階）**

**住所：〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号**

**電話番号：（076）444-3197（直通）**

**HP：<https://www.pref.toyama.jp/1200/kurashi/kenkou/fukushi/kj00016318/index002.html>**

## 2. 要配慮者利用施設の水害等への備え について

# 1. 要配慮者利用施設における避難確保計画作成について

- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画作成・避難訓練の実施・訓練結果の報告が義務付けられています。（水防法） 避難確保計画の提出先・訓練結果報告先は市町村になります。
- 市町村長は、計画が未作成で必要であると認められるときは以下の行為ができます。
  - ・ 施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
  - ・ 指示に従わなかったときには、その旨の公表また、計画の作成又は訓練の結果の報告を受けたときに必要な助言又は勧告

避難確保計画作成後は、避難訓練の実施・訓練結果の報告をお願いします。





## 要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。

### 全国取り組み状況

#### 要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況(令和4年9月30日現在)(令和5年1月17日)

- 水防法に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 116,178  
うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 99,149

[都道府県別の作成状況\(PDF: 89.3KB\)](#)

[市町村別の作成状況\(PDF: 509KB\)](#)

[都道府県別の作成状況\(グラフ\)\(PDF: 317KB\)](#)

#### 過去の作成状況

令和4年9月30日現在

[都道府県別の作成状況\(PDF: 89.3KB\)](#)

[市町村別の作成状況\(PDF: 320KB\)](#)

令和3年9月30日現在

[都道府県別の作成状況\(PDF: 35KB\)](#)

[市町村別の作成状況\(PDF: 179KB\)](#)

#### 計画の作成推移

[作成推移\(令和4年9月30日現在\)\(PDF: 240KB\)](#)

### 避難確保計画の作成・活用の手引き・eラーニング教材

#### ● 避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年)

##### ● 様式編

- 社会福祉施設(XLSX: 1.7MB)
- 学校(XLSX: 1.8MB)
- 医療施設(XLSX: 1.8MB)

##### ● 記載例

- 社会福祉施設(PDF: 4.2MB)
- 学校(PDF: 7.6MB)
- 医療施設(PDF: 7.8MB)

#### ● 要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材

- ナレーション付き動画(約21分)(YouTube) NEW
- テキスト(PDF: 5.2MB)(PPTX: 28MB)

##### ● 動画

- 避難確保計画の作成・活用について(制度の概要や手引きの改定について)(約7分)(YouTube) NEW

①

### 要配慮者利用施設の浸水対策

検索

### お役立ち情報

#### 水防法・土砂災害防止法の改正について

- 都道府県・市町村の担当者向け(PDF: 413KB)
- 要配慮者利用施設の管理者・所有者向け(PDF: 417KB)
- 水防法等に基づく取組状況(PDF: 70KB)

#### 避難確保計画作成の参考資料

- 社会福祉施設の避難確保計画(非常災害対策計画を含む)チェックリスト (WORD: 27.6KB)
- 医療施設における避難確保計画チェックリスト (WORD: 28.5KB)
- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害) (PDF: 1.26MB)
- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体等の取組事例集 (PDF: 1.26MB)
- 要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集 (PDF: 1.26MB)

#### 避難訓練実施報告書(様式例)

- 社会福祉施設(WORD: 40KB)
- 学校 (WORD: 40KB)
- 医療施設 (WORD: 41KB)

#### 洪水時に想定される浸水深等が分かるサイト

- ハザードマップポータルサイト
- 浸水ナビ

#### 雨量・河川水位などの観測情報がリアルタイムに把握できるサイト

- 山の防災情報

③

作成中に困ったら…

計画作成の事例集  
⇒先行して作成された好事例を紹介  
避難行動の検討の参考に。  
成果事例集  
⇒避難確保計画により被災時に安全  
な避難に成功した事例を紹介

左記リンクより確認できます。  
・施設周辺で想定される浸水深  
・施設周辺の雨量、河川水位

④

作成した計画は市町村へ提出!

### 講習会プロジェクト

- 避難確保計画作成講習会の概要 (PDF: 495KB)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル (PDF: 22.8MB)

#### <活用ツール>

- 活用ツール①: 講習会開催の案内文、送付資料等WORD: 4.21MB
- 活用ツール②: 講習会準備のチェックリストWORD: 46KB
- 活用ツール③: 説明資料フォーマット(基本方式前期)PPT: 63.3MB
- 活用ツール④: 説明資料フォーマット(基本方式後期)PPT: 5.76MB
- 活用ツール⑤: 説明資料フォーマット(実践方式)PPT: 58.97MB
- 活用ツール⑥: 説明資料フォーマット(簡易方式)PPT: 4.21MB
- 活用ツール⑦: ワールドカフェ司会進行表(案)WORD: 4.21MB
- 活用ツール⑧: 避難確保計画チェックリストExcel: 20KB
- 活用ツール⑨: 避難訓練チェックリストPPT: 14.5MB
- 活用ツール⑩: 避難訓練報告様式WORD: 26KB
- 活用ツール⑪: Q&A PDF: 128KB
- 一括ダウンロード (ZIP: 188MB)
- 以前のバージョンはこちら (ZIP: 7.97MB)
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に関する講習会プロジェクトの活用ツールについては、令和3年5月の水防法改正前のツールとなります。

⑤

訓練の実施・結果の報告

避難訓練報告様式  
⇒市町村への訓練実施報告の参考に。  
※R3水防法の改正により避難訓練の報告が義務づけられました。

# 3. 富山労働局からのお知らせ

「喀痰吸引等研修」・「介護職員初任者研修」などの  
介護人材育成に取り組まれている事業主の皆さまへ

# 人材開発支援助成金の ご案内

(特定訓練コース・一般訓練コース)

# 概要

---

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

# ＜人材開発支援助成金の主なポイント＞

1. 「喀痰吸引等研修」(10時間以上)を受講することにより、経費助成・賃金助成が受けられます。
2. 若年労働者(35歳未満で雇用契約締結後5年未満)に対する訓練(10時間以上)を実施した場合に、経費助成・賃金助成が受けられます。
3. 上記1及び2に該当せず訓練時間が20時間以上の場合は、一般訓練コースが準備されており、経費助成・賃金助成が受けられます。

# < 手続きの流れ >

## ① 都道府県労働局へ訓練計画の提出

●訓練開始日から起算して1か月前までに、「訓練実施計画届」と必要な書類を労働局へ提出することが必須となります。



## ② 訓練の実施

●内部・外部講師によって行われる訓練、教育訓練施設で実施される訓練等



## ③ 都道府県労働局へ支給申請書の提出

●訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書」と必要な書類を労働局に提出していただきます。



## ④ 助成金の支給

支給審査の上、支給・不支給を決定（なお審査には時間を要することがあります）

助成金活用で人材育成と安定的な企業運営を！

# 人材開発支援助成金 活用事例

(特定訓練コース：労働生産性向上訓練「喀痰吸引等研修」)

実施事業所  
社会福祉法人Q

介護施設（中小企業）

従業員数：70名

事業内容：高齢者等への介護事業サービス

### ○助成金を活用するに至った背景事情

介護を必要とする方へのサービス向上のため、喀痰吸引等の専門知識・技能を習得し労働生産性を高めることの必要性を感じた。

### ○人材育成上の課題

介護職では他業種に比べ離職率が高いため、介護の知識や技能の習得のみならず仕事の魅力をいかに高めていくかが課題である。



## ◆教育訓練の内容

---

- 教育訓練機関 : 介護関係の教育訓練機関
- 受講コース : 喀痰吸引等研修
- 訓練目標 : 今年度採用した介護士を対象に、介護に従事するために必要な喀痰吸引業務をできるようにする。
- 訓練時間 : 一人あたり  
＜OFF-JT＞ 63時間 ＜OJT＞ 20回
- 受講料等 : 一人あたり 196,560円

# ◆助成金のコース

特定訓練コース(労働生産性向上訓練)

○コースの概要：労働生産性向上に必要な専門性・特殊性が認められる技能に関する訓練を実施した場合に助成が受けられるコースです。

※定期的なキャリアコンサルティングを規定することが必要となります。

○助成率・額 <OFF-JT> 経費助成 45%(30%)  
賃金助成 760円(380円)/h

※( )内は中小企業以外の額

※生産性要件を満たす場合は、追加支給あり

## ◆助成金の額(一人あたり)

○助成金の対象となる経費、賃金および実施助成

- ①喀痰吸引等研修受講料 : 196,560円
- ②訓練時間に対する賃金助成 : 760円/h(中小企業)

< OFF-JT >

- ①経費助成 : 88,400円 (受講料×45%)
- ②賃金助成 : 47,800円 (@760円×63h)

支給総額 136,200円 ※百円未満切り捨て

# ◆訓練実施を終えて

---

## ★訓練の効果★

介護を必要とする高齢者等に対して喀痰吸引の資格取得は必須であり、介護者へのサービス向上につながった。

## ★今後の展開★

助成金を活用した資格取得を目指す訓練を実施することで、職員がスキルアップし職場への定着につなげたいと考えている。

# 人材開発支援助成金

を活用して  
企業内の人材を育成しませんか？

社員教育をしたいけど、費用がかかるな...

人材開発支援助成金を使えば、訓練費用が助成されますよ！

最大75%の経費助成や訓練期間中の賃金助成が受けられます！

早速活用してみよう！！

費用負担を軽減できるぞ！

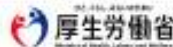
詳しくは、ホームページをご覧ください。富山労働局助成金センターへお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



富山労働局・ハローワーク

LL041202開金05

詳しくは富山労働局助成金センター（☎ 076-432-9172）までお問い合わせください。

## 人への投資促進コースの助成メニューと助成率

### 定額制訓練

### 定額受け放題

対象の訓練	経費助成率		資金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	-	
	(+15%)			

### 高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

### 資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		資金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

### 自発的職業能力開発訓練

### 自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	資金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45%	-
	(+15%)	

### 情報技術分野認定実習併用職業訓練

### 資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		資金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練）	60%	45%	760円	380円
	(+15%)		(+200円)	(+100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業	大企業		
	20万円	11万円		
	(+5万円)		(+3万円)	

### 長期教育訓練休暇等制度

### 導入済み企業も対象

対象の訓練	経費助成額	資金助成額
長期教育訓練休暇制度（30日以上の連続休暇取得）	20万円	1人1日当たり 6000円 （※有給休暇の場合）
	(+4万円)	(+1200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	20万円	-
	(+4万円)	

- ・（ ）内の助成率（額）は、生産性要件を満たした場合の率（額）です。
- ・資金助成額は、1人1時間当たりの額です。OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額（定額）です。
- ・1事業所1年度あたり2,500万円（成長分野等人材訓練は1,000万円、自発的職業能力開発訓練は300万円）が上限です。その他、訓練時間に応じた1人あたりの経費助成限度額等もあります。

みんなの安全を、みんなで守り合う。



コンソーシアムについて

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

シンポジウム開催告知

令和4年10月(予定) ▶ 令和5年2月(予定)

全国7会場(各1回) 東京 / 大阪 / 仙台 / 新潟 / 静岡 / 広島 / 香川

SAFEコンソーシアムポータルサイト →



# Safer Action For Employees

「従業員の幸せのための安全アクション(SAFE)コンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組んでいきます。

---

労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけていきます。

## ✚ コンソーシアム設立の背景・目的

近年、小売業および介護施設を中心に転倒・腰痛等の労働災害の増加が続いており、これに歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。しかしながら、日常生活でも起こりうる転倒・腰痛等については、その防止に取り組むメリットがわかりづらく、企業や労働者の行動変容につながっていない状況があります。SAFE コンソーシアムは、このような現状を打破するため、幅広い関係者(企業、団体等)の参画を募り、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、新たな切り口による取組を進めていこうとするものです。

## ✚ 加盟メリット

- ロゴマークの使用やアワードによる労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有による企業内等での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労災防止・健康増進事業連携マッチング

## ✚ 取組

- ① 労働災害問題の協議・周知(シンポジウム)
- ② 好取組事例の共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- ③ 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- ④ 参画メンバーの地位向上(ロゴマーク、バナー等)





従業員の幸せのための取組を行っている企業・団体に事例を応募いただき、優れた取組を部門別に表彰する予定です。

〈応募期間〉令和4年10月(予定)▶12月(予定)

〈アワード開催〉令和5年2月(予定)

SAFE コンソーシアム  
ポータルサイト

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム  
Twitter @safe\_mhlw

[https://twitter.com/safe\\_mhlw](https://twitter.com/safe_mhlw)



# 2023年4月1日から 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

## ◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は 50% (2010年4月から適用)  
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

# 深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

## 深夜労働との関係

---

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

## 休日労働との関係

---

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

# 代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

# 就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



（就業規則の記載例）

（割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

（1）1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

① 時間外労働60時間以下・・・25%

② 時間外労働60時間超・・・50%

（以下、略）

# 具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例

> 1か月の起算日は毎月1日

> 法定休日は日曜日

> カレンダー中の赤字は、時間外労働時間数

> 時間外労働の割増賃金率

60時間以下・・・25%

60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑  
法定休日労働

↑  
月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

◆ 時間外労働（60時間以下）

◆ 時間外労働（60時間超）

◆ 法定休日労働

カレンダー白色部分 = 25%

カレンダー緑色部分 = 50%

カレンダー赤色部分 = 35%

# 働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

## 【活用例】

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

● 勤怠管理システムを導入  
各自の労働時間を把握し、  
業務を平準化

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

● 就業規則に月60時間超の  
割増賃金率の規定を改正

勤怠管理システム導入費用  
と就業規則の改正費用に、  
働き方改革推進支援助成金  
を活用



**助成率 75%**

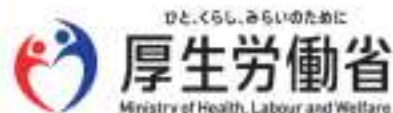
一定の要件を満たした場合 80%

**上限額 最大250万円**

事業場内賃金の引き上げ等の  
一定の要件を満たした場合  
最大490万円

# 助成金のご案内

<b>働き方改革推進支援助成金</b>	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成	
<b>業務改善助成金</b>	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成	



富山労働局  
労働基準部監督課  
電話番号076-432-2730



# 相談窓口のご案内

<b>労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー</b>	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
<b>都道府県労働局</b> ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：供給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
<b>働き方改革推進支援センター</b>	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
<b>産業保健総合支援センター</b>	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。	
<b>よろず支援拠点</b>	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が無料で相談に応じます。	
<b>ハローワーク</b>	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。	
<b>医療勤務環境改善支援センター</b>	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポ」で検索	

# 10. その他のお知らせ



# 生活保護法における介護扶助制度 について

# (1) 指定申請制度とみなし指定について

- ・ 介護事業者が生活保護を受けている方に対し介護サービスを提供する場合は、事前に生活保護法の指定介護機関として、指定を受ける必要があります。
- ・ 富山県では、富山市内に所在する介護事業所については、富山市長が、それ以外の市町村に所在する介護事業所については、富山県知事が指定を行います。
- ・ 指定申請について以下の通り申請が不要になる場合がございます。
  - (1) 平成26年6月30日以前に介護保険法の指定を受けた介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）  
**指定申請が必要です。**
  - (2) 平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた介護機関  
生活保護法による指定介護機関の指定を受けたものとみなし、**申請は不要です。**

## (2) 変更届等の取扱いと申請書様式について

- ・ 指定介護機関は、みなし指定の事業所も含め、指定介護機関の名称、所在地や管理者の変更等がある場合、休廃止をする場合等は、介護保険法とは別途に、生活保護法に基づく届出が必要ですので、ご注意ください。
- ・ 各種申請書及び届出書様式等は、下記、富山県厚生企画課のHPからダウンロードすることができます。

※富山市に事業所がある場合は富山市生活支援課にご確認ください。

### 【掲載箇所】

トップページ > くらし・健康・教育 > 健康・医療・福祉 > 地域福祉 > 生活保護 > 生活保護法による介護機関の指定制度について

### 【URL】

<https://www.pref.toyama.jp/1200/kurashi/kenkou/fukushi/kj00018818.html>

※ページ下部「関連ファイル」より各種申請書をダウンロードしてください。

# (1) 介護サービスの提供時における留意事項について

- 原則として、生活保護法の指定介護機関のみが生活保護受給者にサービスを提供することができます。
- 生活保護を受けている方に対し、初めて介護サービスを提供する場合には、貴機関が生活保護法による指定を受けているかどうか、富山県厚生企画課のHPを確認するようお願いいたします。  
※富山市に事業所がある場合は富山市生活支援課にご確認ください。
- なお、事業所の指定状況については、最新の状況と異なっている場合もありますので、その場合は福祉事務所や富山県厚生企画課に確認するようお願いいたします。

## (2) 非指定介護機関における介護サービスの取扱いについて

- 「急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合」には、指定介護機関以外の事業者（基準該当サービスの提供事業者等）の利用も認められますが、国保連を通じた支払いができません。（福祉事務所からの直接払いになります。）
- 被保護者が指定介護機関の指定を受けていない事業者のサービスを希望した場合は、事前に福祉事務所の相談してください。
- 介護認定の変更や利用事業者の増減があった場合、医療機関に入院する場合等、変更事項が生じた場合は、まず当該福祉事務所にご連絡ください。その他、日々の業務で生じたご不明点や相談事項についても、まずは当該福祉事務所にご相談くださいますようお願いいたします。

# 申請書及びケアプランの提出について

- 生活保護受給者の介護扶助費を国民健康保険団体連合会（以降、国保連）へ請求するには、福祉事務所が発行した介護券が必要です。
- 福祉事務所では、被保護者の方から提出された、保護申請書の一般事項のほか、要介護認定結果通知書（写）、被保険者証（写）、ケアプラン（写）をもとに介護扶助の決定を行います。
- 要保護者が希望する場合や保護の迅速な決定に支障が生ずる恐れがある場合には、福祉事務所は、介護事業所に直接ケアプランを提出するよう求めることもあります。
- 福祉事務所にケアプランを提出する際は、あらかじめ本人の守秘義務解除の同意を得る等、個人情報の取扱いに十分ご留意ください。

# 介護報酬等の請求手続きについて

- 居宅介護費・介護予防支援費（ケアプラン作成費）は、被保護者が介護保険の被保険者である場合は、介護保険から全額給付されます。被保護者が被保険者でない場合は、介護扶助で全額支払われます。
- 被保険者でない者の場合は、サービス提供事業者と同様に福祉事務所から「生活保護法介護券」の交付を受けてから、国保連に請求します。
- 国保連への請求の際は、福祉事務所から交付された介護券の内容を確認し、受給者番号等必要事項を正しく転記し、介護給付費明細書を作成して請求してください。
- なお、生活保護制度は他の法律や他の施策の優先活用が原則ですので、介護扶助による公費負担の優先順位は、最後になります。
- 入院等により、サービス提供がなかった場合は、送付された介護券を当該福祉事務所に返送してください。

# 本人支払額について

- 福祉事務所では、介護扶助を決定する際に、被保護者が負担できる収入があると認定した場合には、その負担できる額を「本人支払額」として介護券に記入します。
- 交付された介護券に本人支払額が記入されている場合は、その額を当該被保護者に請求してください。介護給付費明細書には、「公費分本人負担額」の欄に自己負担額を記載し、その額を差し引いた額を「公費請求額」の欄に記載します。
- 本人支払額の上限額は、15,000円です。  
ただし、施設入所者については、15,000円に食費を加えた額となりますのでご注意ください。





様々な施設で、**屋内は原則禁煙**です。喫煙可能な飲食店や事業所には「**各種喫煙室が設置**」され、「**標識が掲示**」されています。

# つづけよう、受動喫煙対策！

## ひろがってるね、望まない受動喫煙対策

- 学校・児童福祉施設
- 病院・診療所
- 行政機関の庁舎 等

### 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要と判断がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。  
(特定屋外喫煙場所)

- 事務所 ●工場 ●ホテル・旅館
- 飲食店 ●旅客運送事業鉄道・船舶
- 国会・裁判所 等

### 原則屋内禁煙

## 喫煙する場所には標識があります！

お店の入口や喫煙室に掲示している標識を見ると、喫煙専用室があることや20歳未満の方は立入禁止など、そのお店の喫煙環境がわかります。標識をきちんとチェックしてみましょう。

### 施設や喫煙室に掲示している各標識

喫煙専用室		加熱式たばこ専用喫煙室	
<p>喫煙専用室</p>  <p>喫煙専用室 Designated smoking room</p> <p>【喫煙専用喫煙室】 喫煙専用喫煙室</p>	<p>喫煙専用室あり</p>  <p>喫煙専用室あり Designated smoking room available</p> <p>【喫煙専用喫煙室】 喫煙専用喫煙室あり</p>	<p>加熱式たばこ専用喫煙室</p>  <p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room</p> <p>【加熱式たばこ専用喫煙室】 加熱式たばこ専用喫煙室あり</p>	<p>加熱式たばこ専用喫煙室あり</p>  <p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p> <p>【加熱式たばこ専用喫煙室】 加熱式たばこ専用喫煙室あり</p>
<p>○喫煙が可能 ×飲食など不可 施設の一部に設置可</p>	<p>○喫煙が可能 ×飲食など不可 施設の一部に設置可</p>	<p>▲加熱式たばこに限定 ○飲食など可能 施設の一部に設置可</p>	<p>▲加熱式たばこに限定 ○飲食など可能 施設の一部に設置可</p>

## 屋外・プライベート空間での配慮も忘れずに！

喫煙する時には、屋外や、プライベート空間でも配慮が必要です。



# 介護労働安定センター 事業案内



私たちは  
介護のプロを  
応援します！



公益財団法人 介護労働安定センター

介護労働安定センター 検索

## 介護労働者の雇用及び福祉の増進と 魅力ある職場づくりを目指して

### 法人概要

介護労働安定センターは、「介護労働者の雇用管理改善等に関する法律」(介護労働者法)に基づく厚生労働大臣の指定法人として、「介護労働に関する総合的支援機関」として、雇用管理改善支援・能力開発支援など様々な事業を実施している法人です。



### 沿革

- 平成4年4月1日 労働大臣(現厚生労働大臣。以下同じ。)から「財団法人介護労働安定センター」設立許可。
- 平成4年7月1日 労働大臣から「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく指定法人として指定される。
- 平成25年4月1日 「公益財団法人介護労働安定センター」として運営開始。

### 組織図





## 働きやすい職場づくり支援（相談援助）

（介護労働実態調査結果より）

- 6割以上の事業所で人材不足を感じ、その理由の多くが「採用が困難」と回答しています。
- 従業員（訪問介護員、介護職員）の離職率は年々改善傾向です。
- 7割以上の事業所が、介護職員処遇改善加算を申請し、処遇改善に取り組んでいます。
- 相談窓口のない事業所は従業員の不満や悩みが多い傾向にあります。

職場環境改善・健康確保のお手伝い・キャリア形成等のお手伝い



## 介護人材の養成、専門性の向上支援（講習会・研修・セミナー）

（介護労働実態調査結果より）

- 人材育成のための方策では「教育・研修計画を立てている」「採用時の研修を充実させている」「職員に後輩の育成経験を持たせている」等が上位です。
- 研修を受けた者の約7割が仕事上の能力向上を実感しています。

- スキルアップ研修
- 各種指定講習
- 資格取得講習
- 出張研修（オーダーメイド）
- 事業主・中間管理者等向けセミナー・講習



## 介護の魅力発信・総合的な情報提供

介護労働安定センターは、介護労働者の雇用及び福祉に関する情報の収集・調査研究を行い、平成14年度より「介護労働実態調査」を実施しています。これを介護事業主、従業員、その他関係する皆様提供しています。

- 介護労働実態調査結果の公表
- 介護の魅力発信動画の放映
- 介護の日の取り組み
- 介護労働懇談会
- 図書等の発行
- 機関誌の発行
- 介護情報サイトの運営（care-net.biz）

## 賛助会員加入のご案内

介護労働安定センターの事業趣旨に賛同し、支援していただける賛助会員の方を募集しています。

当センターの事業は、国からの交付金のほか、賛助会員の方々の会費等によって運営されています。当センターの事業の趣旨にご賛同いただき、賛助会員としてご入会いただけますようお願い申し上げます。

入会のお申し込みにつきましては、最寄りの当センター支部までお問い合わせください。

法人会員

年会費：1口 2万円

個人会員

年会費：1口 1万円

※初年度会費については、当該年度3月までの月割額となります。

### （賛助会員の主な特典）

- 特典① 介護に関する最新の情報を掲載した当センター発行の機関誌、月刊「ケアワーク」を無料送付します。
- 特典② 当センターが発行する図書・DVD等を、賛助会員価格にてご購入いただけます。
- 特典③ 当センターが実施するセミナー・講習を、賛助会員価格にて受講いただけます。（一部を除く）  
※該当の講習については、各支部のホームページにてご確認ください。
- 特典④ 介護事業者専用ホームページの作成、求人情報サイト「ケアワークナビ」、検索サイト「カイゴホームページナビ」を割引価格でご利用いただけます。（法人会員のみ）
- 特典⑤ 事業所名と事業所ホームページを、当センターホームページ上にリンク掲載します。
- 特典⑥ 専門家による介護事業所の運営ノウハウや、業界の現状等の講演、意見交換等による賛助会員の交流会を行います。  
※賛助会員は、寄付金として税務控除（法人及び個人に対する税制優遇）が受けられます。

▶ 支部一覧 お困りごとの際には、最寄りの支部までご相談ください。

支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号
北海道支部	011-219-3157	石川支部	076-260-1561	岡山支部	086-221-4565
青森支部	017-777-4331	福井支部	0776-25-1365	広島支部	082-222-3063
岩手支部	019-852-9036	山梨支部	055-255-6355	山口支部	083-920-0926
宮城支部	022-291-9301	長野支部	026-232-0998	徳島支部	088-655-0471
秋田支部	018-853-5177	岐阜支部	056-264-6946	香川支部	087-826-3907
山形支部	023-634-9301	静岡支部	054-252-0222	愛媛支部	089-821-1461
福島支部	024-523-1871	愛知支部	052-565-9271	高知支部	088-871-6234
茨城支部	029-227-1215	三重支部	059-225-5623	福岡支部	092-414-8221
栃木支部	028-643-6445	滋賀支部	077-527-2029	佐賀支部	0952-28-0326
群馬支部	027-235-3013	京都支部	075-802-3237	長崎支部	095-828-6549
埼玉支部	048-813-2551	大塚支部	06-4791-4165	熊本支部	096-351-3726
千葉支部	043-202-1717	兵庫支部	078-242-5321	大分支部	097-538-1481
東京支部	03-5901-3061	奈良支部	0742-35-2701	宮崎支部	0985-31-0261
神奈川支部	045-212-0015	和歌山支部	073-436-9160	鹿児島支部	099-255-6360
新潟支部	025-247-1963	鳥取支部	0857-21-6571	沖縄支部	098-869-5617
富山支部	076-444-0481	徳島支部	0852-25-8302		

公益財団法人 介護労働安定センター 本部

〒116-0002 東京都荒川区荒川7-50-9 センターまちや6階  
TEL: 03-5901-3041 (代表) FAX: 03-5901-3042





# 賛助会員入会のご案内

**法人会員**

年会費 1口2万円（振込手数料込）

**個人会員**

年会費 1口1万円（振込手数料込）

※初年度会費については、当該年度3月末までの月割額となります。

## 特典① 月刊「ケアワーク」の無料送付

介護に関する最新の情報等を掲載した当センター発行の機関誌です。  
（年間購読料 4,860円）を**無料**で送付します。



## 特典② 図書・DVD等を、賛助会員価格にて

当センターが発行する図書・DVD等を、賛助会員価格にてご購入いただけます。  
一例：『介護職員初任者研修テキスト』  
定価：6,160円⇒**賛助会員価格：5,544円**

## 特典③ 講習等、受講料の会員割引

当センターが実施する講習が割引価格にて受講いただけます。（一部を除く）  
※該当の講習については、各支部のホームページにてご確認ください。

**拡充**

## 特典⑤ 介護情報サイト「ケアネットビズ」を 会員価格にて提供

**法人会員  
のみ**

介護事業者専用ホームページの制作・更新サービスを割引価格にてご提供いたします。

ケアネットビズ開設費用：一般価格 61,800円 ⇒ **会員価格：48,100円**  
月額利用料：一般価格 7,900円 ⇒ **会員価格：6,600円**

## 特典④ 賛助会員専用サイトの利用

厚生労働省をはじめとする政府発表など、介護事業に関する諸情報を迅速に提供するほか、専用の特別セミナーを配信。

## 特典⑥ 賛助会員交流会に参加

専門家による介護事業所の運営ノウハウや業界の現状等の講演や意見交換等による賛助会員の交流を行います。（一部の支部での実施となります。）

※会費は寄付金として、法人税、所得税について税額控除が受けられます。



◆お申し込み・お問い合わせはこちらまで◆

担当：殿村・小竹

公益財団法人介護労働安定センター 富山支部

TEL: 076-444-0481

〒930-0857 富山市奥田新町番1号 ボルファートとやま8F

FAX: 076-444-0425